



PROFILE 2023

朝日信用金庫の現況



街の鼓動に敏感です

朝日信用金庫



時代をつなぐ、 想いをつなぐ。

どのように時代が変わっても
お客さまに寄り添う気持ちは変わらずに
これからもずっと
まちと、皆さまと一緒に歩んでまいります。

おかげさまで 100 周年
このまちとともに輝く未来へ。

■コーポレートスローガン

街の鼓動に敏感です。

■企業理念

私たち朝日信用金庫は、
地域社会の発展と
お客さまの幸せに貢献するため、
いつも明るく前向きに行(考)動します。

ごあいさつ

平素より朝日信用金庫をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
おかげさまで、本年、当金庫は創立100周年を迎えることとなりました。
これもひとえに、地域の皆さま方の永年にわたるご支援の賜物と深く感謝いたしております。

本年も皆さまに朝日信用金庫についてのご理解を一層深めていただくため、ディスクロージャー誌「PROFILE 2023」を作成いたしました。当金庫の経営方針や最近の業績に加え、地域密着型金融の取り組みなどをまとめておりますので、ご高覧のうえ、ご理解を賜れば幸いに存じます。

さて、令和4年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症対策が緩和されたことで個人消費の持ち直しや設備投資が回復し、緩やかな回復傾向となりましたが、ウクライナ戦争の影響によるエネルギー価格の高騰や原材料高、欧米諸国のインフレーションの加速により水を差され、先行きに不安を残す年度末となりました。

このような金融経済環境のもと、当金庫は、令和4年度においても地域の中小企業に対する迅速・円滑な資金供給や課題解決につながるソリューションの提供、DXによる業務の改革を一層進め、ペーパーレス化や業務の合理化に努めるとともに、東京信用保証協会の電子申請を全国初で開始するなど、お取引先に役立つ業務改革にも積極的に取り組んでまいりました。

事業活動の成果でございますが、預金残高は、定期預金の大幅な増加を主因に前年度対比673億円の増加となりました。貸出金残高は、営業係を中心に お取引先1軒1軒を丁寧に訪問し、課題解決に向けて積極的な提案を行った結果、前年度対比150億円の増加となりました。収益面では、貸出金利息や市場運用収益が減少となったものの、信用コストが大きく減少したことから、最終利益では前年度対比6億円の増益となりました。

創立100周年という節目にあたり、改めて信用金庫としての本分と地元の皆さまへの感謝の心を忘れずに、地域社会との共存・共栄が最も重要であるという企業理念のもと、「親身で頼りになる金融機関」を目指すとともに、経営体質の強化に一層努め、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

今後とも変わらぬご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和5年7月

理事長 **伊藤 康博**



■ CONTENTS

- | | | |
|---------------------|-------------------|-----------|
| 01.コーポレートスローガン・企業理念 | 11.SDGs達成に向けた取り組み | 31.資料編 |
| 02.ごあいさつ | 12.社会貢献活動など | 31.貸借対照表 |
| 03.朝日信用金庫と地域社会 | 16.1年のあゆみ | 32.損益計算書 |
| 04.当期の業績について | 17.朝日信用金庫の経営体制 | 52.連結 |
| 07.地域密着型金融への取り組み | 26.朝日信用金庫の概要 | 60.開示項目一覧 |
| | 27.業務内容 | 61.店舗一覧 |

※本資料の計数は単位未満を切り捨てて表示しておりますので、表やグラフの合計が一致しない場合があります。

朝日信用金庫の使命は 地域社会の発展に貢献することです。

お客さま 会員の皆さま

会員の方：108,760名
法人会員36,301名
個人会員72,459名
令和5年3月末

預かり資産
1,364億円

預金・積金
2兆4,043億円

出資金
194億円

貸出金
1兆4,570億円

お取引先へ
の支援

朝日信用金庫

役職員数：1,389名
店舗数：64店舗

(うち有人出張所5
インターネット支店1)

令和5年3月末

貸出金
以外の
運用

社会貢献
活動

お取引先への支援

地元中小企業の支援に全力で取り組むことが当金庫の使命であると考え、本部・営業店が一体となって様々な活動を行っています。

- 創業期支援
- 販路拡大支援
- 経営力強化のサポート
- 人材育成の支援など

社会貢献活動

地域社会の一員として、社会・地域活動への参画や環境保全活動にも積極的に取り組んでいます。

- 社会貢献・地域貢献
- 障がい者の方・高齢者の方へのサポート
- 環境保全への取り組み

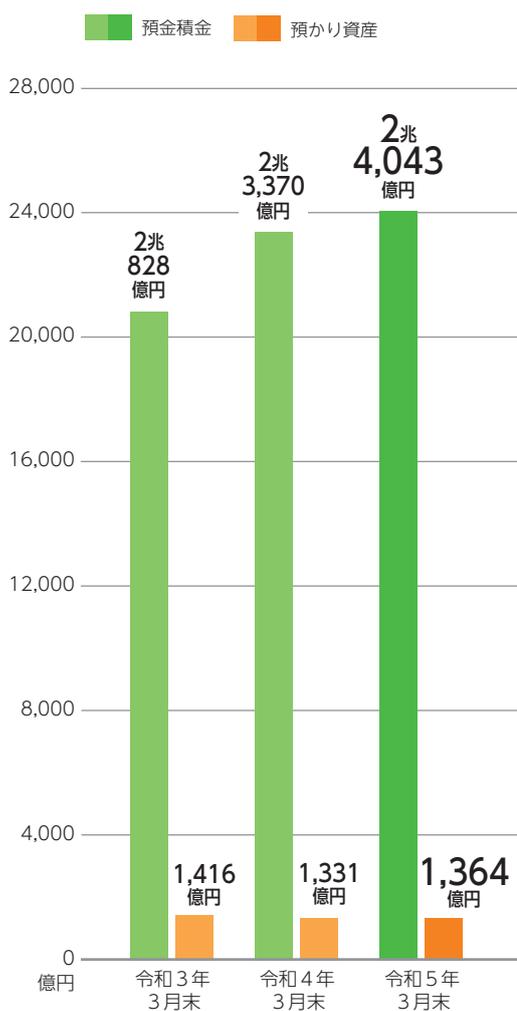
当期の業績について 令和4年度事業の概況

令和4年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、徐々に共生のステージへと進み、当金庫の営業活動も本格的な再開を果たしました。そして、お取引先の悩みや不安に共に向き合う活動を最重点方針に掲げて、以下の6つの重点項目に役職員が一丸となって取り組みました。

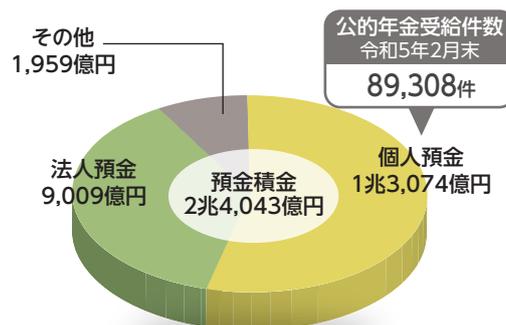
- ①お取引先中小企業等の資金繰りをはじめとした悩みや不安に共に向き合う活動への注力
- ②経営基盤の強化（コロナとの共生時代に相応しい業務運営体制の確立・定着）
- ③SDGsに取り組み、より良い地域環境づくりに貢献
- ④人材の育成と働きがいのある職場づくり
- ⑤マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、法令遵守態勢の強化
- ⑥利用者保護やフィデューシャリーデューティーを重視したお客さま本位の業務運営

■預金積金・預かり資産の状況

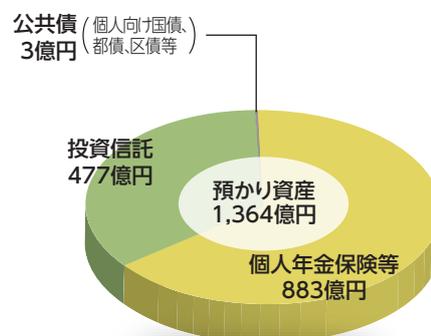
▶ 預金積金・預かり資産残高の推移



▶ 預金者別構成 令和5年3月末

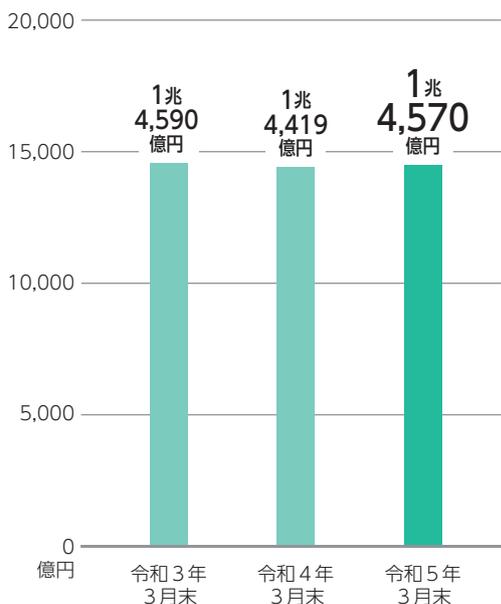


▶ 預かり資産の内訳 令和5年3月末

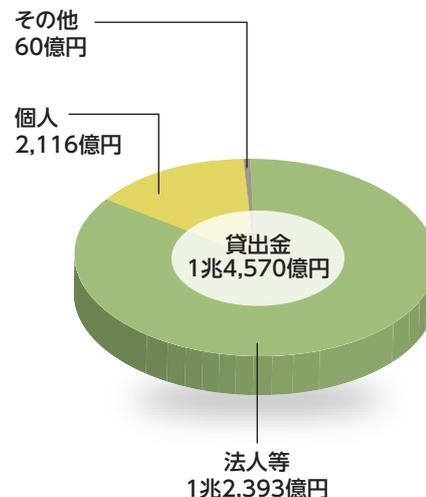


貸出金の状況

貸出金残高の推移

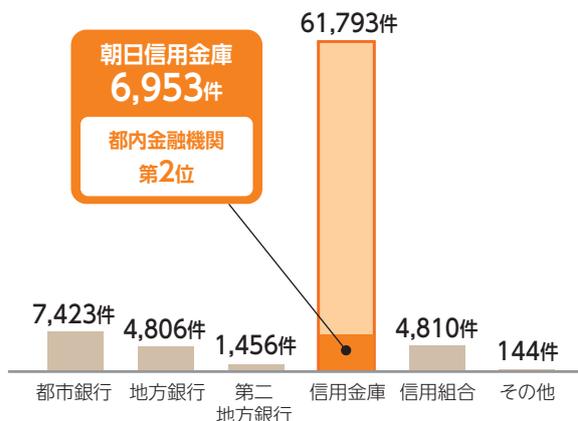


貸出金構成 令和5年3月末

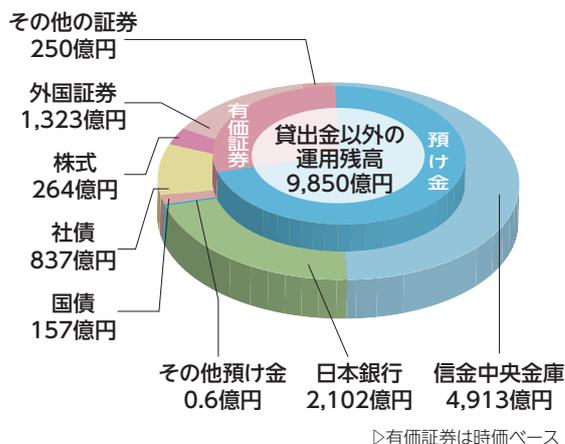


貸出金以外の運用

金融機関別保証協会保証承諾状況 (都内) 令和4年度



預け金・有価証券種別別残高 令和5年3月末



保有有価証券の情報

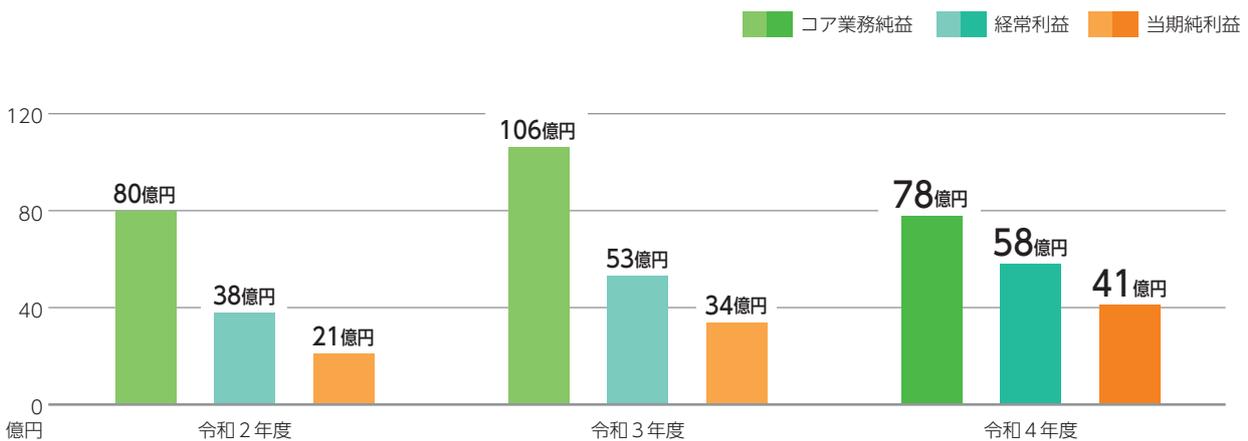
単位：億円

	令和4年3月末 評価損益(A)	令和5年3月末			増減 評価損益(B)-(A)
		取得原価	時価	評価損益(B)	
国債	△ 3	168	157	△ 11	△ 7
社債	5	857	837	△ 19	△ 24
株式	24	213	264	51	26
外国証券	△ 28	1,422	1,323	△ 98	△ 69
その他の証券	23	218	250	32	8
合計	21	2,879	2,833	△ 45	△ 67

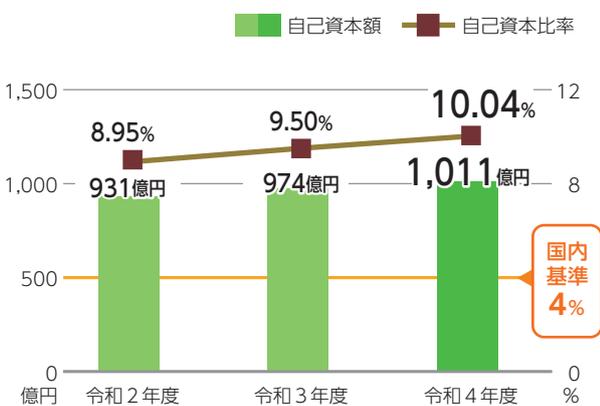
▷評価損益の中には満期保有目的、売買目的の債券に係るものも含まれています。▷時価は、期末日における市場価格等に基づいています。▷「外国証券」は、外国債券及び外貨建投資信託等です。▷「その他の証券」は、優先出資証券及び投資信託等です。

収益・自己資本・不良債権の状況

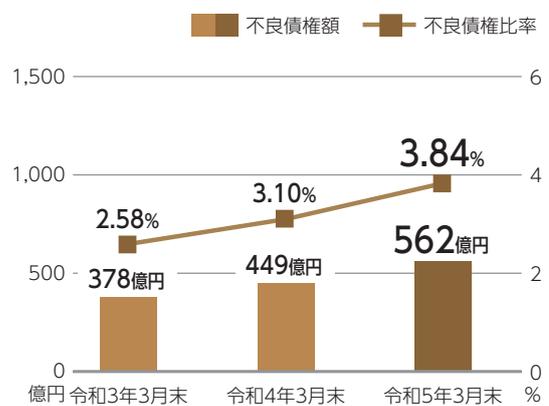
▶ コア業務純益・経常利益・当期純利益の推移



▶ 自己資本額・自己資本比率の推移



▶ 不良債権の推移 (金融再生法による開示)



今後の課題

令和5年度の我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症対策の緩和により、個人消費やインバウンド需要の回復が始まっていることから、回復基調の継続が期待されている一方で、国際情勢の緊迫化やエネルギー・物価高といった不安定要素を数多く抱えております。このように、お取引先の経営環境が未だ見通せない中、当金庫は、以下の経営課題に全力を挙げて取り組んでまいります。

- ◇ 創立100周年を迎えるにあたり、改めて信用金庫としての本分と感謝の心を忘れずに「親身で頼りになる金融機関」を目指します。
- ◇ 業務改革の継続による生産性の向上、時代に相応しい業務運営体制の確立・定着に取り組みます。
- ◇ 当金庫としてのSDGsを推進し、より良い地域環境づくりに貢献します。
- ◇ 人材の育成と働きがいのある職場づくりに努めます。
- ◇ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策(AML/CFT)、法令遵守態勢の強化に努めます。
- ◇ 顧客保護等管理態勢の整備を図り、お客さま本位の業務運営に努めます。

地域密着型金融への取り組み

中小企業の経営改善及び地域活性化のための取り組み状況

当金庫は、地域から真に必要なとされる金融機関になることを目指し、「コンサルティング機能強化」、具体的には「お客さまの課題解決」に重点を置いた活動を展開しています。お取引先それぞれに応じた支援体制・支援内容の充実を図り、課題解決に向け、営業店と本部が一丸となってサポートいたします。また、必要に応じて様々な外部専門機関や地元自治体と連携するなど、質の高い経営支援に取り組んでいます。



創業期支援

地域の雇用増加や地域内事業の活性化のため、新たに事業を立ち上げる方や創業期の企業の方に対し、お客さまのニーズに合った情報の提供、創業補助金制度の紹介を行っているほか、ご融資にも積極的に対応しています。

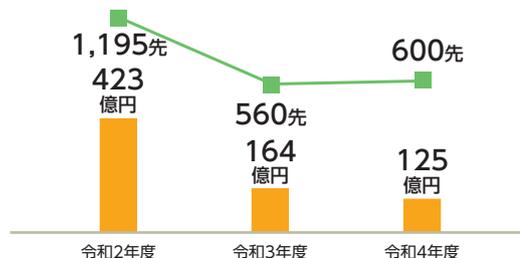
- ・令和4年度「創業支援融資」 600先/125億円

朝日創業塾

創業される方・創業5年以内の方を対象に、台東区・江戸川区の認定創業支援等事業計画と連携し、全4回の「朝日創業塾」を平成30年度から開講しています。経営・財務・人材育成・販路開拓などの全講座を受講し、区より証明書の交付を受けた場合には、区内で会社を設立する場合の登録免許税軽減や信用保証協会の創業関連保証の特例などが受けられます。

- ・令和4年度「朝日創業塾」受講者 計39名
たいとう朝日創業塾 (西町ビル) 10/18・11/1・11/16・11/29
えどがわ朝日創業塾 (タワーホール船堀) 10/27・11/10・11/24・12/8

創業支援融資の実績 (設立5年以内の事業者向け融資)



販路拡大支援

お取引先企業の新たなビジネスチャンスを作り出すことを目的に、商談会やセミナーの開催をはじめ、様々な外部機関等と連携しながら地元中小企業の販路拡大をサポートしています。

朝日ビジネスマッチング「大手バイヤー商談会」

当金庫は、平成27年からお取引先企業とバイヤーを結ぶ完全予約制の「大手バイヤー商談会」を開催しています。令和4年度は、10月13・14日に、東京都立産業貿易センター台東館において、リアルとオンラインを融合したハイブリッド形式で行いました。対面での開催は3年ぶりとなり、バイヤー40社とお取引先154社の間で268件の商談が行われました。

令和5年度は11月の開催を予定しています。

◆朝日ビジネスマッチング2023「大手バイヤー商談会」

- 開催日：令和5年11月9・10日
- 会場：東京都立産業貿易センター台東館
- (同時開催) 東京くらしのフェスティバル (東京都中小企業振興公社主催)
- 台東区産業フェア (台東区主催)



■ 海外展開をサポート

当金庫は、信金中央金庫と連携して、海外バイヤーとのオンライン商談会やECプラットフォームへの商品掲載など、お客さまの海外展開をお手伝いしています。令和4年8月にはECプラットフォーム「Shopee」内の特設ストアにおいて初のプロモーションイベントを1か月間開催し、シンガポールの特設ブースに、お取引先4社が6商品を出展されました。また、平成29年から台東区と実施しているタイへの海外展開支援では、12月7日に日系現地法人の代表者3名を講師に迎え、現地の様子をリアルタイムで配信しながらセミナーや交流会を行い、32社35名のお客さまが参加されました。



経営力強化のサポート

■ 事業承継支援などのコンサルティングサポート

お取引先が抱える多種多様な相談ニーズにお客さまサポート部の専門スタッフが営業部門や外部専門機関などと連携し、個別課題の解決に取り組んでいます。各種補助金の申請や助成金等の活用、事業承継、M&Aなどの課題や、市場動向から事業目標・戦略立案など、様々な面から経営をサポートしています。

・令和4年度相談件数 1,150件（個人164件／法人986件）

相談の内訳

相談内容	件数	相談内容	件数
事業承継	283	IT活用	82
相続・贈与	160	海外展開	66
各種補助金	159	販路開拓	52
M&A	132	人材活用	18
経営支援	118	その他	80
合計		1,150	

■ セミナーの開催

当金庫は地域産業活性化のため、事業者の方向けにZoomを利用したWEBセミナーを随時開催しています。令和4年度は、補助金活用や販路拡大についてのセミナーをはじめ、消費税インボイス制度、サイバーセキュリティ対策、エネルギーコスト削減などをテーマに開催し、1,412社1,503名の方が参加されました。



■ 地元企業の人材採用をサポート

人材を確保したいお取引先企業に、当金庫が業務提携している人材サービス会社をご紹介します。職種や働き方など、お取引先が求める人材の採用を側面から応援しています。提携先は、株式会社アヴァンティスタッフ、ミイダス株式会社、「Hi Pro Direct（ハイプロダイレクト）」*、「doda（デュード）」などで、特定のスキルを持つ人材をはじめ、若手・中堅層から管理職まで、幅広い採用ニーズに対応しています。

*旧：Loino（ロイノ）

■ 朝日ビジネスプラットフォーム

当金庫が代表を務める「朝日ビジネスプラットフォーム」は、各行政区や商工会議所等の13の機関で構成する連合体です。専門家派遣の利用や経営相談、イベント・セミナー等を開催し、地域の中小事業者の課題解決支援を行っています。

【代表機関】朝日信用金庫【構成機関】東京商工会議所（台東支部・文京支部・江戸川支部・荒川支部）／東京都中小企業診断士協会城北支部／有限会社アサートアンドトラスト／朝日中小企業経営情報センター／台東区／文京区／江戸川区／荒川区／東京都信用金庫協会

■ 「金融仲介機能のベンチマーク」への取り組み

平成28年9月に金融庁より、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価する「金融仲介機能のベンチマーク（以下ベンチマーク）」が公表されましたが、当金庫はベンチマークが公表される以前から、地域におけるお客さまのニーズ・課題に応じた融資やソリューション（解決策）等を提供することで金融仲介機能を発揮しています。ベンチマークを効果的に活用していくことで、金融仲介機能の質を一層高め、地域の持続的な成長に貢献してまいります。

■ 事業性評価に基づいた金融サービスの提供

当金庫では、お取引先企業の財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく、日々の営業活動を通じてお取引先企業の事業内容や成長性等を適切に評価するとともに、経営課題の解決に向けて最適な金融サービスを提供することに取り組んでいます。

地域密着型金融への取り組み

■ 経営改善支援等の取組実績

中小企業診断士等の専門スタッフがお取引先企業とともに、外部の支援機関と連携して経営改善、事業再生に向けた取り組みを行っています。

令和4年度 経営改善支援等の取組実績

(単位：先数)

	期初債務者数 A	うち 経営改善支援 取組先数 B	③のうち期末に 債務者区分が ランクアップした先数 C	③のうち期末に 債務者区分が 変化しなかった先数 D	③のうち 再生計画を 策定した先数 E	経営改善支援 取組率 B/A	ランクアップ率 C/B	再生計画 策定率 E/B
要 注 意 先								
うちその他要注意先	6,730	251	4	223	90	3.7%	1.6%	35.9%
うち要管理先	14	1	0	0	1	7.1%	0.0%	100.0%
破綻懸念先	739	44	3	35	14	6.0%	6.8%	31.8%
実質破綻先	82	3	0	2	0	3.7%	—	—
破綻先	28	0	0	0	0	0.0%	—	—
小 計	7,593	299	7	260	105	3.9%	2.3%	35.1%
正常先	13,066	73		58	0	0.6%		0.0%
合 計	20,659	372	7	318	105	1.8%	1.9%	28.2%

(注) ■ 期初債務者数及び債務者区分は令和4年4月初時点まで整理しています。
■ 債務者数、経営改善支援取組先は、事業性と信のある先であり、住宅ローン、消費性ローン等のみの先は含みません。
■ ③には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取組先で期中に完済した債務者は③に含めるものの③に含めていません。
■ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は③に含めています。

■ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しています。
■ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めていません。
■ ③には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
■ みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
■ 「再生計画を策定した先数⑤」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「RCCの支援決定先」＋「当金庫の再生計画策定先」

DXへの取り組み

コロナ禍によって、新しい生活スタイルが浸透し、暮らし方や働き方が大きく様変わりしました。金融機関のビジネスの分野においても、IT環境の整備が急速に進み、非対面チャネルでの営業活動やサービスの提供など、企業活動全体で大きな変化が生まれています。こうしたなか、当金庫は、令和2年より業務改革に取り組み、外部のクラウドサービスをはじめ、勘定系などの内外のデータ活用のほか、様々なデジタル技術を活用することによって、カスタマーエクスペリエンス（顧客体験）の向上と、当金庫の持続的成長を重視した経営を目指しています。

■ ご来店のお客さまへのサービス・サポート

- お客さまとの接点となる営業店窓口でのサービスをさらに充実いたします。
- ・店頭タブレット端末を利用した「伝票レス・印鑑レス取引」の拡大
- ・店頭でお待たせしない「来店予約サービス」の導入
- ・店頭のテレビ会議システムを利用し、専門知識を持つ本部職員がご相談をサポート
- ・お持ちのスマートフォンに通知が届く「番号発券サービス」を導入（令和5年度以降）



■ 外訪活動のデジタル化

- 営業係による外訪活動においてもDX化を進めます。
- ・営業係のタブレット端末を利用した「オンライン相談」により、お取引先の課題解決をサポート
- ・営業係による訪問先での「伝票レス・印鑑レス取引」を拡大（令和5年度以降）



■ 非対面チャネルの充実

- 平日のご来店が難しいお客さまや、自由度を重視する若年層へのサービスをご提供します。
- ・「朝日スマートアプリ」を利用し、来店不要で完結する取引を拡大（令和5年度以降）
- ・ATMの機能を拡充（令和5年度以降）
- ・「法人ポータル」を導入し、お取引企業のDX化を促進（令和5年度以降）

■ デジタル人材の育成

- お客さまのDX化に貢献できるよう、職員を育成します。
- ・デジタル技術やDXに関する学びのための環境を整備
- ・ITパスポート資格の推奨（令和5年3月末現在 資格保有職員数274名）



信用保証協会電子申請

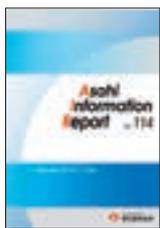
東京信用保証協会の申込み手続きの電子化にともない、令和4年4月18日から一部店舗において、全国初となる電子申請を開始しました。また、8月に新たな機能「HULFT連携」を追加し、一連の手続きがペーパーレスで行えるようになったことで、保証書発行までの期間が短縮されるなど、さらなる事務の効率化が図られました。なお、この電子申請は、11月より全店対応となり、事業者の方々の資金繰りの迅速化を図っています。

地域やお客さまに対する情報発信

■ ディスクロージャー誌



■ 中小企業景況調査



■ 実務情報紙



■ WEBサイト・スマホサイト



朝日中小企業経営情報センター〈ACC〉

ACCは、中小企業の発展を通じ、地域の発展に寄与することを目的に、当金庫が平成8年3月に基本財産5億円を拠出し、設立した財団法人です。ACCでは次の3事業を柱に活動を展開しています。

■ 経営者・従業員に対する研修事業

中小企業の経営者、管理者、社員の方向けの研修講座を中心とした事業です。令和4年度は27講座を開講し、1,280名の方が受講されました。また、事業後継者や経営幹部の方々を対象にした「次世代マネジメントカレッジ」と、そのOB会「次世代マネジメントクラブ」は17回開講、延べ349名の方が受講されました。なお、設立以来の累計受講者数は延べ2万7千名を超えています。

令和4年度	開講数
経営者研修（次世代講座を含む）	21講座
管理者研修	3講座
社員研修	3講座
計	27講座



■ 企業振興のための助成事業

新製品の研究開発、新分野への進出、環境改善などに積極的に取り組んだ企業へ顕彰・助成を行っています。助成金額は1件あたり30万円、最優秀賞50万円を設けています。令和4年度は、16先に520万円、累計では388社に1億7,318万円の助成を行いました。



■ 異業種交流事業

異業種交流会の開催・情報提供・企業紹介など異業種ならではの交流を通じて自社の新たな価値を見出さずしていただく事業です。5つの分科会に65社が参加、それぞれの活動をACCがサポートしています。

一般財団法人 朝日中小企業経営情報センター

〒110-0015 東京都台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階
TEL.03-5818-1281 FAX.03-5818-2811 <https://zai-acc.com/>



中小企業経営者のための情報誌「ACC INFORMATION」を年2回発行しています。

SDGs達成に向けた取り組み

当金庫は平成19年度より「朝日のCSR」を経営の柱に掲げ、CSRに重点をおいた地域密着型金融に取り組んでまいりました。「持続可能な開発目標」=SDGs (Sustainable Development Goals)の達成に向け、協同組織金融機関に課せられた相互扶助の精神に則り、下記の3つの重点課題を中心に本業を通じた社会課題の解決と持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1. 地域社会の持続的な発展への貢献

当金庫は、地域で真に必要とされる金融機関を目指し、地域密着、お客さまに寄り添う経営に重点をおいた活動を展開しています。地元中小企業への総合的な支援体制を整え、地域社会および地域経済の持続的な発展に貢献してまいります。

- 事業活動支援 ●金融サービスの提供 ●人材育成面での貢献 … P7~10をご覧ください

2. 環境課題への取り組み

当金庫は、エコキャップ推進活動など資源の効率的な利用や廃棄物の削減等を地域の皆さまとともに実践しています。また、100%再生エネルギーを促進する新たな枠組み「再エネ100宣言 RE Action」に加盟するなど、今後も地域の環境保全活動を推進してまいります。

- 地域環境の保全推進（社会貢献活動） … P12, P15をご覧ください

3. 豊かな暮らしの実現

当金庫は、職員が働きやすい職場環境づくりに取り組む一方、地域の祭り・イベント等への積極的な参加を通じ、地域の皆さまとの「きずな」を深めてまいりました。地域にかかわるすべての人が「豊かさ」や「幸福」を実感できるよう今後も真摯に取り組んでまいります。

- 地域の「きずな」づくり ●働きがいのある職場環境（働き方改革の推進） … P12~15をご覧ください

●カーボン・マイナス推進に関する連携協定

令和5年3月30日、朝日信用金庫を含む7つの信金で構成する「江戸川区しんきん協議会」は、江戸川区が策定している江戸川区気候変動適応計画に賛同し、江戸川区と「カーボン・マイナス推進に関する連携協定」を締結しました。同協議会は、2050年までのカーボン・マイナス社会の実現を目指します。

●SDGsロビー展

当金庫では、店舗ごとにテーマを決めて「SDGsロビー展」を開催しています。地域連携による防犯・防災の呼びかけや、3R*のアイデアなどをディスプレイで紹介しています。お客さまの目を楽しませながら、SDGsを啓発しています。
*Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の総称



●「荒川区環境区民大賞」奨励賞受賞

令和5年1月30日、荒川区の「令和4年度荒川区環境区民大賞」において、当金庫東尾久支店が行っている「店舗周辺の清掃活動」と、西尾久支店の「店頭ロビーでのSDGs周知活動」が評価され、それぞれ奨励賞を受賞しました。また、清掃活動においては、神田小川町支店が3月15日に町会自治功労団体として千代田区より表彰を受けました。



●東京新聞「おやこSDGs教室」

令和4年8月18日、東京新聞主催の「おやこSDGs教室」において、職員が講師を務め、当金庫の取り組みを紹介しました。教室はリアルとオンラインで開催され、小学3~6年生と保護者、計40組が参加して、東京新聞記者のアドバイスを受けながら「SDGsオリジナル新聞」を作成しました。



社会貢献活動など

社会貢献・地域貢献活動

エコキャップ推進活動

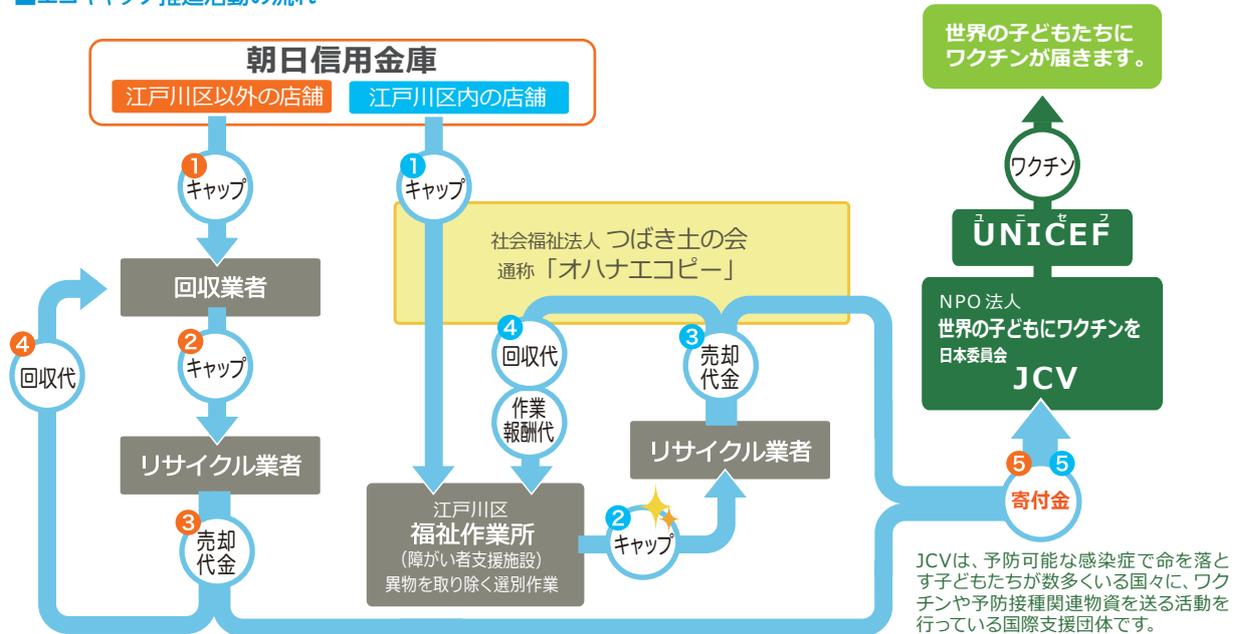
「ゴミとして廃棄されるペットボトルキャップを収集し、そのリサイクルによる収益金で開発途上国の子どもにワクチンを贈る」というエコキャップ推進活動を平成20年から実施しています。また、江戸川区内の店舗の回収分は、同区の「障がい者支援施設」に選別作業を委託し、地域社会の福祉活動に貢献しています。

回収実績 令和4年度 4,700,000個
累計 174,131,640個

これを換算すると
▶ポリオワクチン…206,663人分
▶二酸化炭素の削減…約1,301ト



エコキャップ推進活動の流れ



ペットボトルキャップの収集から始まるNPO法人「世界の子どもにワクチンを日本委員会（JCV）」への寄付は、JCVがユニセフ（UNICEF）と連携してワクチンや関連機器に換え、支援国の子どもたちに届けています。

ワクチン支援国「ラオス」視察レポート

令和5年3月に行われたJCV主催の支援国視察を報告いたします。ラオスは、アジアに残る後発開発途上国のひとつで、自国でワクチンやコールドチェーン（推奨温度で安全に保管・輸送するシステム）を構築できず、支援を必要としています。JCVのワクチン支援は、UNICEFラオスとラオス保健省の要請を受けて2007年（平成19年）より開始されました。今年で16年目を迎え、現在のワクチン接種率は90%を超えています。今回、実際に現地を訪れることで、地域の皆さまのご支援で贈られたワクチンが、保冷庫で保管され、各地の診療所や臨時接種会場に届き、子どもたちに接種されていることが確認できました。今後も活動を続けてまいりますので引き続きご協力よろしくお願いいたします。

ワクチンが届いている様子（動画）をご覧ください →



社会貢献活動など

公益法人等への寄付

■東京文化会館オフィシャル・パートナー

令和4年4月、公益財団法人東京都歴史文化財団東京文化会館のオフィシャル・パートナーとなりました。東京文化会館は、オペラ・バレエ・クラシック音楽など、歴史ある音楽・舞台芸術の殿堂です。オフィシャル・パートナーによる財源は、新たな舞台芸術の創造発信、新進音楽家の発掘・育成などに活用される予定です。

■すみだ水族館「AQTION!」サポーター

当金庫は、「すみだ水族館」が行っているサステナブルな活動「AQTION!」に令和4年度より協賛しています。この活動を通して、環境問題への気づきや、子どもたちの視野を広げる活動をサポートします。



■盲学校へノートを寄贈

地域貢献の一環として、文京区の盲学校2先へ「弱視用ノート」を寄贈しました。令和4年12月に筑波大学附属視覚特別支援学校、令和5年1月に東京都立文京盲学校へ各250冊を届けました。このノートは、弱視の方でも文字が見やすく書きやすい仕様で、素材も環境に配慮したもので作られています。

■東京都交響楽団「ヤングシート」

公益財団法人東京都交響楽団が全国の小学4年生から高校3年生を対象に年間700名を休日の昼公演へ無料招待する教育活動「ヤングシート」に協賛しています。



地域の子どもたちのために

■わんぱくトライアスロン

当金庫は地元小学生のスポーツイベントに協賛し、若い力を応援しています。令和4年8月28日、台東・墨田区内の小学4～6年生140名が参加した「桜橋・わんぱくトライアスロン」が台東リバーサイドスポーツセンター・隅田公園・桜橋を会場に行われ、当金庫職員はコース誘導などをお手伝いしました。



■キッズフリーマーケット

保護者の手を借りずに自分たちでコミュニケーションを取りながら、お金の使い方や物の大切さを学ぶという小学生限定のイベント「キッズフリーマーケット」をNPO法人キッズフリマと共同開催しています。令和4年11月5日、浅草ROXにて3年ぶりに開催し、小学3～6年生の29組48名が出店、購入者として189名の小学生が来場しました。



■金融教育

次世代を担う地元小・中学生等に対し、社会性やコミュニケーション能力、働くことの大切さなどの職業観・就労意識を育んでもらう金融教育を実施しています。

〈出張授業〉

令和4年9月30日、市川市立妙典中学校の「キャリア教育セミナー」で、当金庫職員が金融機関の役割などについて授業を行いました。セミナーは、地域の様々な職種の方が講師を務め、生徒が進路選択の参考にすることを目的としています。また、12月16日、台東区立平成小学校の3・4年生に向けて職員が「お金と金融機関の役割」「お小遣い帳のつけ方」などについて授業を行いました。



〈職場体験学習〉

令和4年度は、3店舗において中学生13名に職場体験学習を実施したほか、大学生向けに「1 day仕事体験」をオンラインで計26回開催し、308名の学生が参加しました。

😊 サークル活動

こすもす倶楽部

当金庫で公的年金を受給（または受給予約）されている方専用のサークルで、1泊旅行や観劇会を実施しています。令和4年度は、10月11・14日に「明治座観劇会」を開催し、坂本冬美さんと中村雅俊さんの特別公演に2,016名の方が参加されました。



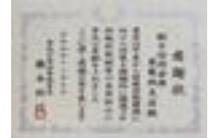
ときめき倶楽部

女性のお客さま向けに、有名店のランチをお楽しみいただくグルメサークルです。通常は6～7月、10～11月、2月の年3回開催しています。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症が収まった2月9・10日に日本料理「雲海」において開催し、43名の方が参加されました。



👁️「振り込め詐欺」など特殊詐欺の未然防止

お客さまの大切な財産を守るため、地元警察署との連携を強化し、職員が振り込め詐欺などの「特殊詐欺」の未然防止に対する高い意識を持って、窓口でのお声掛けを徹底しています。また、被害未然防止対策として「70歳以上で過去3年間にキャッシュカードによるお取引（振込・10万円以上の引出）をされていないお客さま」は、ATM振込限度額を「0円」、現金引出限度額を「10万円」に設定しています。令和4年度は、8件1,950万円の特殊詐欺を未然に防止しました。



👤お客さまの利便性向上への取り組み

来店予約サービス

来店時間を予約いただいた方を優先的にご案内するサービスです。新規口座開設、相続相談、各種融資相談などのお手続きで来店の際にご利用いただけます。令和5年4月よりスマートフォン・パソコンからインターネット経由で24時間申込み可能となりました。

朝日スマートアプリ

オープンAPIサービスを利用した「朝日スマートアプリ」は、入出金明細照会、口座開設からローンのお申込みまで様々なお取引がスマートフォンでご利用いただけます。



朝日クイックサービス

店頭ロビーには入出金やお振込みが伝票不要でお取引いただけるタブレット端末をご用意しています。

電子契約サービス

住宅ローンや事業性融資の契約を電子署名の技術を用いて行うサービスです。書面の記入や押印、印紙代も不要です。

👤障がい者の方・高齢者の方へのサポート

店舗の設備

店舗ごとの対応状況はP61-62をご覧ください。

皆さまが安心してご利用いただけるような設備・サービスをご用意しています。文字や取引図を指し示すことで意思疎通を補助する「コミュニケーションボード」、ご本人からのご希望による「筆談」「代読」対応のほか、耳の不自由な方や発話に困難がある方が当金庫と意思疎通を行いたい場合に、手話通訳者が仲介して双方向をつなぐ「電話リレーサービス」がご利用いただけます。

■点字ブロック

店舗の敷地内から店内・ATMコーナーへ誘導する点字ブロックを設置しています。



■AED

心肺停止などの緊急事態に備え、全店のATMコーナーにAED（自動体外式除細動器）を設置しています。



■視覚障がい者対応ATM

視覚障がいの方が安心してご利用いただけるよう、点字や音声案内機能付きATMを全店に設置しています。



■身障者駐車場など

身障者の方専用の駐車場を20店舗にご用意しています。また、「誰でもトイレ」を18店舗に設置、うち5店舗がオストメイト対応となっています。



高齢者・障がい者対応研修

ご来店されたお客さまに、より質の高いサービスや適切な配慮ができるよう、店内職員を中心に研修を行っています。令和5年3月末時点で「サービスケアサポーター講座」を88名、「認知症サポーター養成講座」を215名の職員が受講しています。そのほか、高齢者対応などの通信講座を積極的に受講し、お客さまへの理解を一層深めています。



地域高齢者見守りネットワーク

当金庫は、一人暮らしの方など見守りが必要な高齢の方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう「地域高齢者見守りネットワーク」に加盟しています。高齢のお客さまに対し、日常業務の中で「緩やかな見守り」を行い、認知能力の低下などの異変を発見した場合には、各店舗が属する自治体や地域包括支援センターと連携し、早期支援を目指します。

シニア・サポートサービス

シニアのお客さまとご家族の皆さまがこの先も安心して暮らしていけるよう、将来に備えた商品・サービスを充実させました。経験豊富な弁護士によるサポート体制、外部専門企業と連携した様々なサービスを揃え、お客さまの大切な財産をお守りします。



社会貢献活動など

環境保全への取り組み

環境対応型融資商品の取り扱い

太陽光発電などの省エネ設備を設置した住宅を対象にした住宅ローンや、エコカー購入の際のマイカーローンの金利を優遇し、お取引先の環境問題への取り組みを応援しています。令和3年6月より、SDGsにつながる取り組みを応援する『朝日SDGsサポート』の取り扱いを始めました。

印刷物への対応

地球温暖化防止への取り組みとして、当金庫の通帳・証書・カレンダー・パンフレットなどの印刷物に、制作時に発生したCO₂を相殺するカーボンオフセットや、FSC森林認証紙などを積極的に採用しています。



ペーパーレスの促進

店頭や営業係にタブレットを導入し、書類の電子化を促進しています。また、令和2年より業務改革によるペーパーレスを進め、融資ファイルなど内部管理書類や報告書類の電子化・集中化により保管書類の約9割を電子化しました。

100%再生可能エネルギーを使用

当金庫は、東京電力エナジーパートナー株式会社と「実質再生可能エネルギー由来の電気を100%導入する契約」を締結し、令和4年7月より「再エネ」を利用しています。

再エネ100宣言

〈朝日信用金庫の目標値〉

- ・2030年までに使用電力の90%以上を再エネ化
- ・2050年までに使用電力の100%を再エネ化

(令和4年5月25日加盟)

その他の取り組み

店舗新築の際には、LED照明や二重ガラスなど環境に配慮した省エネ設備を積極的に採り入れ、本店ビルや本部ビル（豊島町支店）には、太陽光発電システムや屋上緑化・壁面緑化を採用しています。また、粗品袋の素材を見直し、廃棄される非食米から作られた新素材のライスレジン製に切り替えました。

働き方改革への取り組み

朝日ダイバーシティ推進委員会

平成30年2月に掲げた「朝日ダイバーシティ行動宣言」のもと、職員の個性・価値観を尊重した人材育成や、ワークライフバランスを考えた働きやすい職場づくりを目指しています。



■職場復帰支援

疾病を抱えて長期間にわたる休職に至った職員の不安解消と円滑な職場復帰を支援するため、「職場復帰支援プログラム」や「短時間勤務制度」を導入しています。また、育児休暇中の職員には「あさひママ友・情報交換会」や「育休復帰前面談」に加え、「職場復帰研修」を実施しています。令和4年度は、3月にZoomにより行いました。



■テレワーク規程

令和4年4月、コロナ禍対応で導入していた職員の「在宅勤務」を将来にわたって持続的に適用が可能な制度として「テレワーク規程」を制定しました。多様なワークスタイルの実現、震災等による交通遮断時のBCP対応、病気・けが等による通勤困難者への対応などに活用しています。

各種認定の取得

当金庫は、「子育てサポート企業」の最高位「プラチナくるみん」の取得に続き、令和4年6月22日付で厚生労働省東京労働局より、女性活躍推進企業認定マーク「えるぼし（二つ星）」を取得しました。また、「健康優良企業（金）」の令和3・4年度連続取得など、職員とその家族の健康管理と環境整備にも積極的に取り組んでいます。このほか、「仕事と介護を両立できる職場環境」（愛称：トモニン）の登録や、メンター制度、プレミアムフライデーの推奨など様々な面から働き方改革を推進しています。



健康優良企業

協金第53号



令和4年度 1年のあゆみ (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

令和4年

4月

- 4月 1日 「東京文化会館オフィシャル・パートナー」に協賛
- 4月 1日 「健康優良企業(金)」の認定更新
- 4月18日 全国初となる「信用保証協会の電子申請」の取り扱い開始(2支店)
- 4月20日 WEBセミナー「エネルギーコスト削減と補助金活用」を開催

5月

- 5月 2日 懸賞金付定期預金「第23回朝日チャレンジ」を期間限定で発売(～令和4年7月29日)
- 5月 9日 埼玉県信用保証協会「電子保証書」の取り扱い開始
- 5月11日 WEBセミナー「消費税のインボイス制度とIT導入補助金活用」を開催

5月23日 朝日信用金庫 公式Instagramを開設



6月

- 6月 1日 「外国送金依頼書作成サービス」の取り扱い開始
- 6月 3日 「朝日リバースモーゲージ(愛称:快適人生)」の取り扱い開始
- 6月22日 女性活躍推進企業認定マーク「えるぼし(二つ星)」の認定取得
- 6月23日 WEBセミナー「資産運用セミナー」を開催

6月27日 令和4年度 「通常総代会」を 東天紅にて開催



7月

- 7月 1日 45拠点で「実質100%再生可能エネルギー電力」の利用開始
- 7月 7日 WEBセミナー「中小企業がいま取り組むべきサイバーセキュリティ対策」を開催

8月

- 8月29日 東京信用保証協会「信用保証協会電子申請(HULFT方式)」の取り扱い開始(4支店)

9月

- 9月 2日 WEBセミナー「バイヤー直伝!! 商談成功に導く秘訣」を開催

10月

- 10月 3日 懸賞金付定期預金「第24回朝日チャレンジ」を期間限定で発売(～令和4年12月30日)
- 10月 3日 行政書士法人ジンテックと業務提携し「相続時戸籍取得代行サービス」紹介を開始
- 10月13日 「朝日ビジネスマッチング2022 大手バイヤー商談会」を開催(～14日)
- 10月18日 すみだ水族館「AQTION!」に協賛
- 10月18日 「たいとう朝日創業塾」を西町ビルで開講(全4回)
- 10月27日 「えどがわ朝日創業塾」をタワーホール船堀で開講(全4回)

令和4年

11月

- 11月 1日 信用保証協会保証申込み手続きの電子申請を全店にて運用開始
- ## 11月9・17・22日 令和4年度 「業務報告会」を開催



12月

- 12月 7日 台東区と共催による「海外展開支援セミナー～バンコクの日系現地法人から見たタイの現状とこれから～」を開催
- 12月12日 「新入園・新入学お祝い定期預金」を期間限定で発売(～令和5年6月30日)

12月13日 海外送金事務で 「優績決済表彰」を12年連続受賞

米ドル送金事務の自動処理比率が極めて優秀であるとして米国JPモルガン・チェース銀行(NY本店)より顧客送金部門の特別表彰をいただきました。受賞は今回で12年連続となります。



令和5年

1月

1月19日「令和5年 新春経営者講座」を開催

経営者の方向けの講演会を当金庫とACCの共催で毎年開催しています。今回は、キャノングローバル戦略研究所研究主幹であり多数のメディア出演や著書が出版されている宮家邦彦氏による講演「国際情勢と今後の日本経済に与える影響」をリアルとオンラインで開催し、計383名の方が参加されました。



- 1月26日 WEBセミナー「消費税のインボイス制度と請求書サービス「スマホインボイスFinFin」」を開催

3月

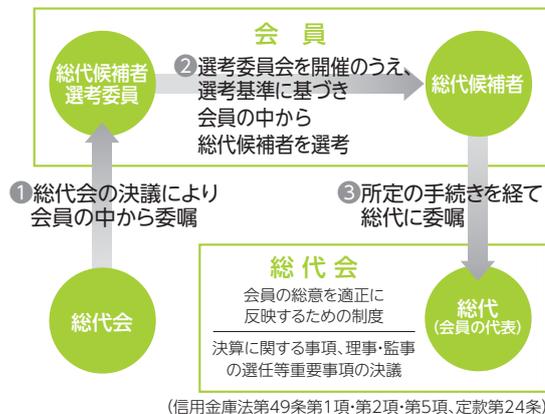
- 3月 2日 WEBセミナー「資産運用セミナー」を開催
- 3月23日 WEBセミナー「令和4年度補正予算、令和5年度補助金・助成金セミナー」を開催
- 3月30日 葛飾区と「高齢者の見守りに関する協定」を締結
- 3月30日 江戸川区と「カーボン・マイナス推進に関する連携協定」を締結

総代会制度

信用金庫は、会員一人ひとりの意見を大切にす経営を基本とした協同組織金融機関です。会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかしながら当金庫は、会員数が大変多く、総会の開催は事実上困難です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するための仕組みとして、総会に代えて総代会制度を採用しています。この総代会は、会員を代表する総代によって構成され、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常業務を通じて会員の皆さまとのコミュニケーションを大切に、皆さまからのご意見を参考とさせていただき、経営の改善に努めています。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会の仕組み



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です(現総代任期:令和3年9月～令和6年8月)。
- ・総代の定数は150人以上200人以内で会員数に応じて選任区域ごとに定められています。なお、令和5年3月31日現在の総代数は145人で会員数は108,760人です。

(2) 総代の選任方法

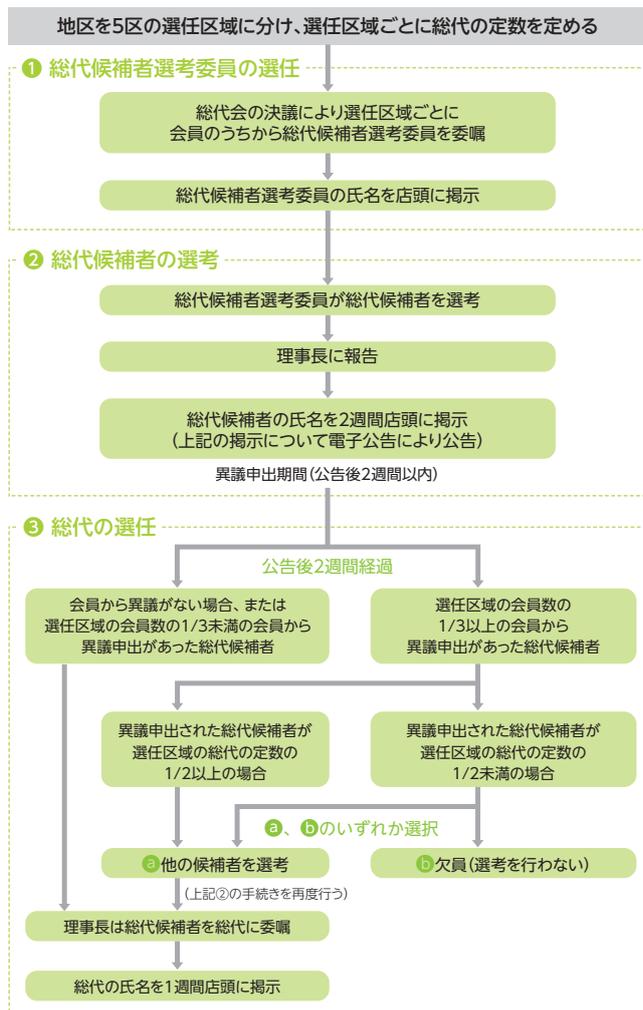
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

総代候補者選考基準

- | | |
|---|--|
| <p>① 資格要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫の会員である方 ● 就任日において満85歳に達していない方(平成30年改選時の新総代から適用) | <p>● 当金庫の会員である方</p> <p>● 就任日において満85歳に達していない方(平成30年改選時の新総代から適用)</p> |
| <p>② 適格要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 良識をもって正しい判断ができる方 ● 地域における信望が厚く、総代として相応しい見識を有している方 ● 当金庫の経営理念を十分理解し、発展に寄与できる方 ● 総代候補者選考委員が適格と認めた方 | <p>● 良識をもって正しい判断ができる方</p> <p>● 地域における信望が厚く、総代として相応しい見識を有している方</p> <p>● 当金庫の経営理念を十分理解し、発展に寄与できる方</p> <p>● 総代候補者選考委員が適格と認めた方</p> |

総代が選任されるまでの手続き



令和5年度通常総代会の決議事項等

通常総代会

開催日：令和5年6月27日

開催場所：上野精養軒

令和5年度通常総代会において、次の報告事項、並びに決議事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

【報告事項】

令和4年度(第99期)業務報告、貸借対照表、損益計算書報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 令和4年度(第99期) 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 総代候補者選考委員選任の件
- 第3号議案 理事任期満了に伴う選任の件
- 第4号議案 監事任期満了に伴う選任の件
- 第5号議案 退任理事に対する退職慰労金支出の件
- 第6号議案 会員除名の件

総代の氏名等 (令和5年6月27日現在)

総代総数143名

(氏名後の数字は総代の就任回数/店番・50音順、敬称略)

選任区域・人数	氏名
第1区 39名 <small>【台東区】本店/合羽橋支店/上野支店/西町支店/ことぶき支店/浅草支店/根岸支店/浅草橋支店/浅草雷門支店</small>	市村 博 6 倉田 淳一 4 長澤 一雄 7 馬場 弘 9 石本 正義 2 佐々木 裕子 2 瀨美 正雄 14 小林 義典 4 本間 俊男 8 三柴 直道 14 安部 寛 21 澤田 重美 11 佐藤 一也 6 見見 捷治郎 10 土肥 一夫 15 茂木 正美 1 吉田 肇 1 栗原 一寿 4 都築 政治 11 山室 泰洋 11 長谷川 安司 2 春山 徹郎 1 伊藤 景一郎 11 大塚 清 13 藤掛 靖元 11 吉澤 建一 7 阿部 定夫 13 漆原 久雄 3 大丸 修 14 前田 行男 2 一條 真見 1 大木 吉孝 12 福島 由夫 1 保原 信弘 1 桑原 浩平 20 和倉 洋 10 吉澤 晃 3 戸塚 富士男 7 染谷 孝雄 1
第2区 31名 <small>【足立区・荒川区・墨田区・江東区】荒川支店/押上支店/足立支店/千住支店/東尾久支店/本所支店/西尾久支店/向島支店/西新井支店/六月支店/八広支店/江北支店/立川支店/荒川南支店/猿江支店/東向島支店</small>	成塚 正治 7 保坂 貴世志 13 横瀧 雄爾 17 蓮 文雄 1 東 政和 13 久志本 政夫 8 内田 賢一 12 小宮 友信 9 鈴木 省三 12 土屋 吉男 11 堀内 秋良 7 高田 宏記 2 嶋岡 和夫 19 山上 敬一 3 今泉 安直 12 溝呂木 均 10 森山 一幸 10 宮内 義雄 10 渡邊 克也 15 今井 信彦 5 三森 定雄 5 西林 芳元 8 松岡 隆司 8 清水 明夫 1 石鍋 元章 13 館岡 正一 9 榎本 展久 5 宇田川 伸孝 2 齋藤 収 5 田丸 大助 6 大口 義次 5
第3区 30名 <small>【江戸川区】中央支店/三角支店/江東支店/新小岩支店/ししぼね支店/南篠崎支店/小岩支店/篠崎支店/瑞江支店/一之江支店/なぎさ支店/葛西支店/東葛西支店</small>	小久保 晃 7 田澤 茂 9 矢作 憲一 9 岩橋 信一 2 大野 平 2 伊藤 一郎 17 嶋田 昭平 12 田中 實 24 中里 明 11 松崎 洋 18 佐々木 重行 6 高橋 明征 11 高津 勲市 23 安井 繁 2 大西 和文 1 山崎 一男 1 石井 貴一郎 1 芦田 光由 3 藤富 勇三 17 駒井 英雄 8 西土 真芳 11 田中 保夫 8 根木島 義明 26 須賀 清明 3 鈴木 一彦 8 篠原 昌明 3 石田 健 11 佐久間 唯一 14 田中 一郎 11 西野 博 18
第4区 21名 <small>【北区・板橋区・文京区・豊島区・練馬区・新宿区・中野区・港区・品川区・大田区・目黒区・渋谷区・世田谷区・杉並区・西東京市】西巣鴨支店/板橋支店/湯島支店/根津支店/神明支店/大塚支店/小石川支店/赤塚支店/大泉支店</small>	竹田 武義 11 田島 章成 9 真下 健弥 11 岸本 勝 10 古木 勝利 4 鈴木 要介 12 水谷 嘉男 2 今村 清 7 押見 守康 6 小野 保視 11 古閑 伸一 4 栗田 宣義 1 三浦 義哲 20 原田 典之 1 玉澤 靖司 13 石 正之 18 岩崎 彰宏 12 組橋 孝幸 18 鋤形 光男 16 吉川 晴通 21 松井 貞夫 13
第5区 22名 <small>【千代田区・中央区・葛飾区・三郷市・松戸市・市川市・船橋市・浦安市・八潮市・草加市・川口市・越谷市・さいたま市(旧 岩槻市を除く)・新座市・朝霞市・和光市・吉川市・戸田市・蕨市・流山市・柏市・鎌ヶ谷市・八千代市・習志野市・佐倉市・四街道市・千葉市】豊島町支店/堀切支店/日本橋支店/神田小川町支店/行徳駅前支店/金町支店/ときわ平支店/三郷支店/彦成支店/馬橋支店/法人営業部/東京下町ネット支店</small>	大山 充男 4 須藤 隆 11 筒井 幸夫 8 山口 裕史 14 渡辺 昭 5 茂木 良彦 9 山崎 邦晃 12 石田 実 14 古里 孝 10 島田 豪 1 城 真利子 7 澁谷 英郎 2 岩堀 充治 8 岡崎 仁 16 古宮 行隆 10 真島 文雄 10 伊東 正隆 2 鶴岡 金吾 10 豊田 愛子 4 永塚 光洋 10 森 興治 14 吉村 博 10

総代業種別構成比

業種別	構成比
製造業	16.66%
建設業	9.16%
情報通信業	0.83%
卸売業・小売業	42.50%
不動産業・物品賃貸業	15.83%
学術研究・専門・技術サービス業	1.66%
宿泊業・飲食サービス業	3.33%
生活関連サービス業・娯楽業	1.66%
教育・学習支援業	2.50%
医療・福祉	0.83%
サービス業	5.00%
合計	100.00%

総代職業別構成比

職業別	構成比
法人代表者	78.32%
個人事業主	5.59%
個人	16.08%
合計	100.00%

総代年代別構成比

年代別	構成比
80代以上	37.76%
70代	42.65%
60代	13.99%
50代	5.59%
40代	-
合計	100.00%

(注) 業種別の構成比は法人・法人代表者及び個人事業主に限る。

内部管理態勢について

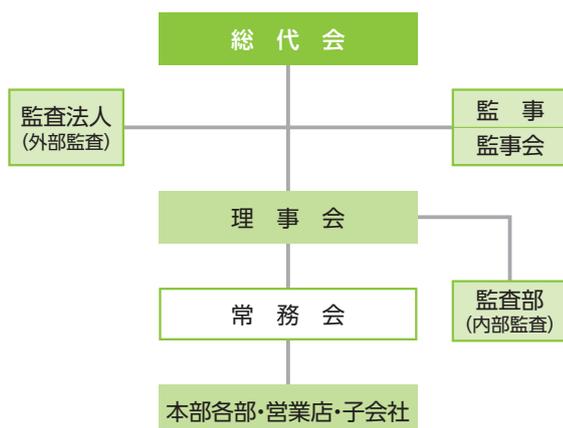
当金庫では、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条に基づき、業務の健全性及び適切性を確保するための基本方針として「内部管理基本方針」を定め、体制の整備と実効性の確保に努めています。

内部管理基本方針（概要）

- ① 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑥ 当金庫及び子会社から成る集団における業務の適正を確保するための体制
- ⑦ 当金庫の監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑧ 前号の職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項
- ⑨ 当金庫の監事の第7項の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑩ 当金庫の監事への報告に関する体制
- ⑪ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑫ 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑬ その他当金庫監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

朝日信用金庫のコーポレート・ガバナンス体制

朝日信用金庫のコーポレート・ガバナンス体系



〈総代会〉

・詳しくはP17をご覧ください。

〈理事会〉

・経営に関する方針やその他重要事項を決定するほか、理事の職務の執行を監督します。

〈監事・監事会〉

・監事は、監事会で策定された監査方針に基づき、理事会をはじめとする重要な会議への出席や業務及び財産の状況調査を通じて、理事等の職務執行状況を監査します。

〈外部監査〉

・外部監査は、有限責任 あずさ監査法人に依頼しており、監査人として独立の立場から財務諸表等に対する監査を受けています。

〈常務会〉

・金庫の業務執行方針をはじめ、業務に関する重要事項及び理事会から委任を受けた事項について協議・決定をします。

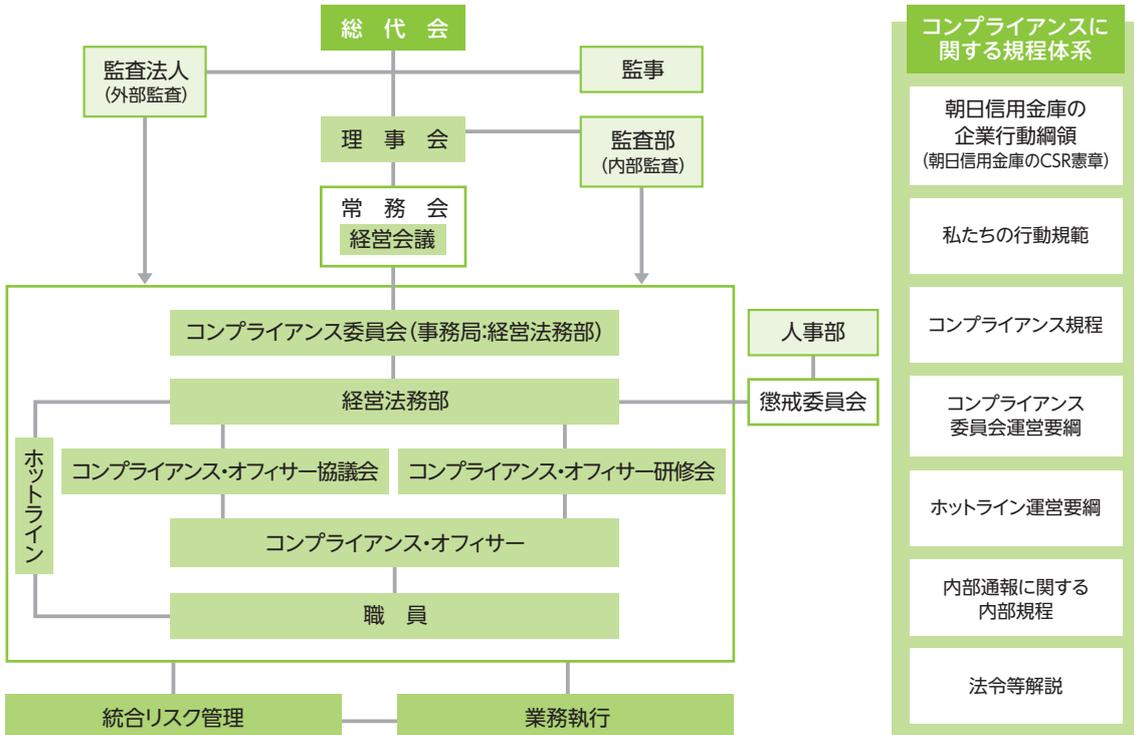
〈内部監査〉

・理事会直轄で被監査部門から独立した監査部が、内部監査計画に基づき、適切性・有効性の観点から内部監査を実施し、問題点の改善提言を通じて業務の健全性の確保と効率性の向上を図ります。また、監査結果については定期的に理事会等に報告しています。

■ コンプライアンス態勢

「コンプライアンス」とは、企業が行う取引において様々な法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会的な規範を全うすることをいいます。地域で最も信頼される金融機関を目指している当金庫は、倫理観の高い信用金庫として、全役職員が倫理意識の高揚と法令遵守マインドの向上に努めています。コンプライアンスの統括部署としては経営法務部を設置するとともに、各本店及び子会社にコンプライアンス・オフィサーを配置し、コンプライアンス態勢を整備しています。

朝日信用金庫のコンプライアンス体系



■ 反社会的勢力に対して

当金庫は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、平素より反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組んでいます。

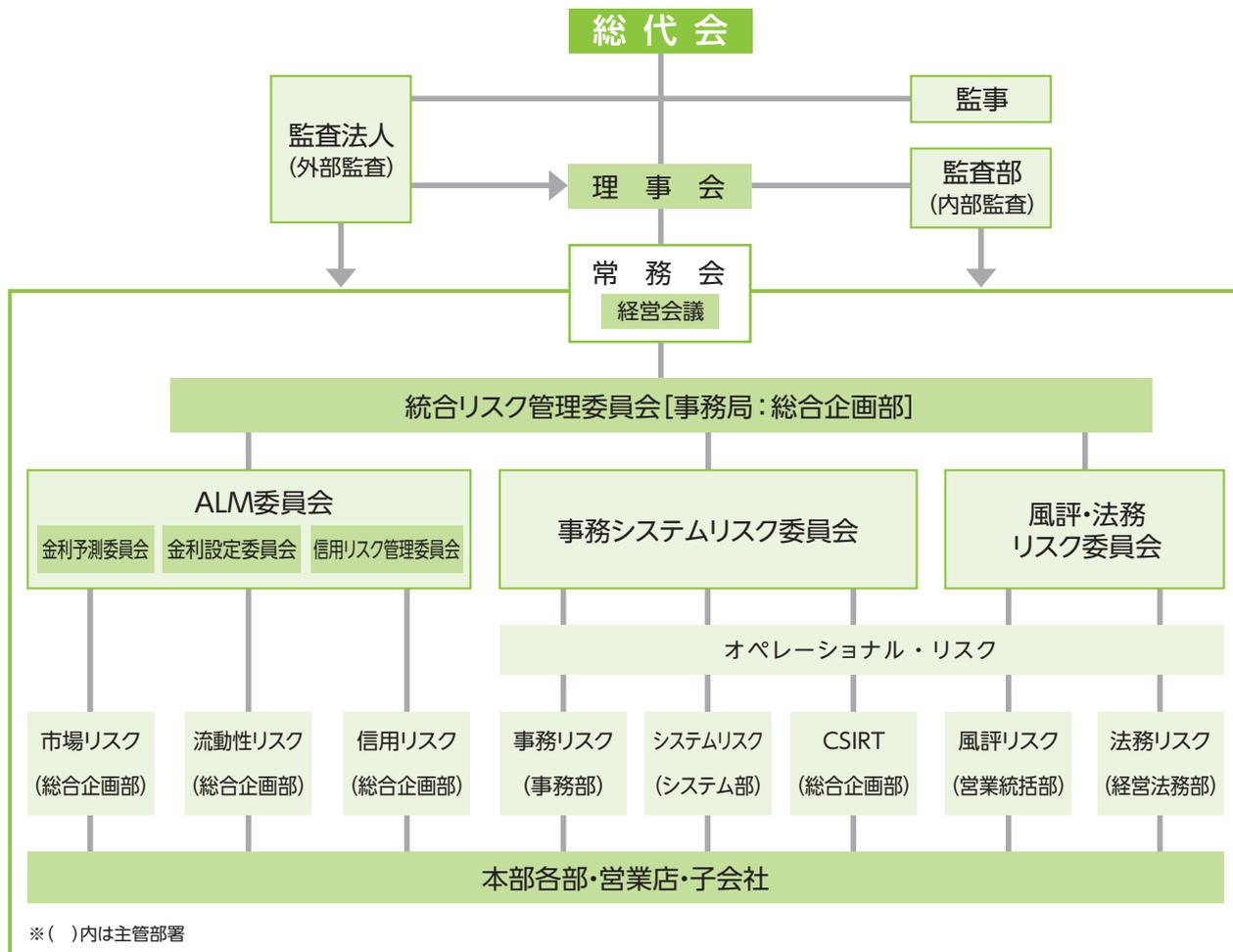
反社会的勢力に対する基本方針

- ① 組織としての対応
反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努める。
- ② 外部専門機関との連携
反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- ③ 取引を含めた関係の遮断
反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶する。
- ④ 有事における民事と刑事の法的対応
反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応する。
- ⑤ 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止
反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行わない。

■ リスク管理態勢

金融機関を取り巻く環境は日々変化しています。当金庫では、経営環境の変化や様々なリスクに対応するため統合リスク管理委員会を設置しています。統合リスク管理委員会は、業務上発生するすべてのリスクについて協議を行い、金庫の健全性確保と収益性向上、経営体質の強化を目指し、適切なリスクコントロールを行うことを使命として、リスクの統合管理に努めています。

朝日信用金庫のリスク管理体系



■ リスク管理に対する取り組み

当金庫は地域金融機関として、地域の皆さまからお預かりした大切なご預金を安全第一に運用し確実にお返しすることや、皆さまのお役に立つサービスを継続的に提供していくことが使命と考えています。そのためには、金庫の経営に影響を与えるリスクを早期に認識し、それを取り除くことによって健全な業務運営を維持していくことが不可欠です。当金庫では、地域の皆さまとの共存共栄のため、リスク管理態勢の強化を最重要課題として取り組んでいます。

▶ 主なリスクと管理方針

市場リスク	<p>市場リスクとは、市場金利や株価、外国為替市場等の変動に伴い、保有する資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを指します。</p> <p>当金庫ではALM委員会を設置し、経済情勢、金利動向などに基づいて、適宜市場リスクの評価・計測を行い、運用・調達の方針を策定することにより、市場リスク管理を行っています。</p>
-------	--

流動性リスク	<p>流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる場合に被るリスク（資金繰りリスク）、並びに市場の混乱等により、市場において取引が成立しない場合または通常よりも著しく不利な条件での取引を余儀なくされる場合に被るリスク（市場流動性リスク）のことを指します。</p> <p>当金庫では、流動性・健全性を重視した運用を行うとともに、支払準備の充実に努め、安定的な資金繰り態勢を構築しています。また、不測の事態が発生した場合の資金対応についても、迅速かつ適切に対応できるように手順を定めるなど、流動性リスクに対する十分な管理態勢を確保しています。</p>
信用リスク	<p>信用リスクとは、与信取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、損失を被るリスクを指します。当金庫では、業務上、最重要のリスクと認識し、「信用リスク管理規程」に基づき、貸出資産の健全性の維持・向上を目的とした適切な信用リスク管理態勢の構築に努めています。</p> <p>与信取引については、「融資基本規程」を策定し、業務に携わる役職員が、遵守すべき考え方・行動基準を明文化するとともに、与信判断や与信管理を行う際の基本的な手続きを定め、公共性、安全性、収益性、成長性、流動性の原則に則った厳正な与信判断を行う態勢としています。</p> <p>信用リスクの評価は、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、様々な計測システムを導入し、リスク計量をベースとした管理態勢の構築に努めています。</p> <p>これら一連の信用リスク管理の状況については、信用リスク管理委員会やALM委員会での協議・検討を行うとともに、理事会、常務会においても重要な協議事項として掲げるなど、適切な対応に努めています。</p> <p>なお、貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率等を基に算定するとともに、その結果については、内部監査による検証及び監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。</p>
オペレーショナル・リスク	<p>オペレーショナル・リスクとは、通常の業務の遂行に伴い発生するリスクで、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクです。</p> <p>事務リスク</p> <p>事務リスクとは、事務管理態勢の不備及び役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、金庫が損失を被るリスクを指します。</p> <p>当金庫では、事務手続書等を整備し、事務処理の正確性の確保及び事務処理能力の向上を通じて、業務の健全性及び信頼性の確保に努めています。</p> <p>また、事務リスク管理を有効に機能させるため、自店照査の実施、事務リスク担当部署による事務改善指導、監査部門による監査・指導の実施により、厳正な事務管理態勢の確立と不正及び事故の未然防止に努めています。</p> <p>システムリスク</p> <p>システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動、システムの不備及びコンピュータが不正に使用されること等により、金庫が損失を被るリスクを指します。</p> <p>当金庫では、システムリスク管理の方針・規程等を定め、リスク管理対象を明確化するとともに、リスクの評価・モニタリングを行うことにより、システムの安全・確実な運用態勢を整備することとしています。また、お客さま情報の保護のためセキュリティポリシーを制定し、情報漏えいを防止する安全対策を実施しています。なお、EY新日本有限責任監査法人にシステム監査を受けています。</p> <p>CSIRT サイバー攻撃の脅威の高まりに対応するために、サイバーセキュリティに関する方針・規程等を定めるとともに、組織内CSIRT (Computer Security Incident Response Team) を組織してサイバー攻撃に備えた入口対策、内部対策、出口対策といった多段階の防御を図るなど、サイバーセキュリティに関して万全の態勢確保に努めています。</p> <p>風評リスク</p> <p>風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、金庫の信用が著しく低下し、金庫が損失を被るリスクのことを指します。</p> <p>当金庫では、風評リスク発生時の実務手続きを定め、平常時・危機発生時・事後の各段階に応じた、迅速で的確な対応を実施する態勢を確保しています。</p> <p>法務リスク</p> <p>法務リスクとは、法令・規範に違反することや不適切な契約の締結、その他法的原因により、金庫が損失を被るリスクを指します。</p> <p>当金庫では、コンプライアンス・マニュアルに基づき、リスクの検証と適切な管理を実施しており、法令等遵守態勢の充実・強化により損害発生の未然防止・極小化に努めています。</p>

※オペレーショナル・リスク相当額の算出については「基礎的手法」を採用しています。

個人情報のお取り扱いについて

当金庫は、お客さまが安心して当金庫のサービスをご利用いただけるよう、個人情報保護方針等に基づき、お客さまの個人情報・個人番号・特定個人情報の取り扱いに細心の注意を払っています。当金庫の個人情報に係る態勢についてはホームページの「個人情報保護宣言」をご覧ください。

金融商品の販売・管理

当金庫では、お客さまに金融商品をお勧めする際に遵守すべき勧誘方針を以下のとおり策定し、職員に徹底しています。また、お客さまに金融商品の内容を十分ご理解いただいたうえでご判断いただけるよう、金融商品についての基本説明マニュアルを作成し、職員への十分な教育・研修を行っています。

朝日信用金庫の金融商品に関する勧誘方針

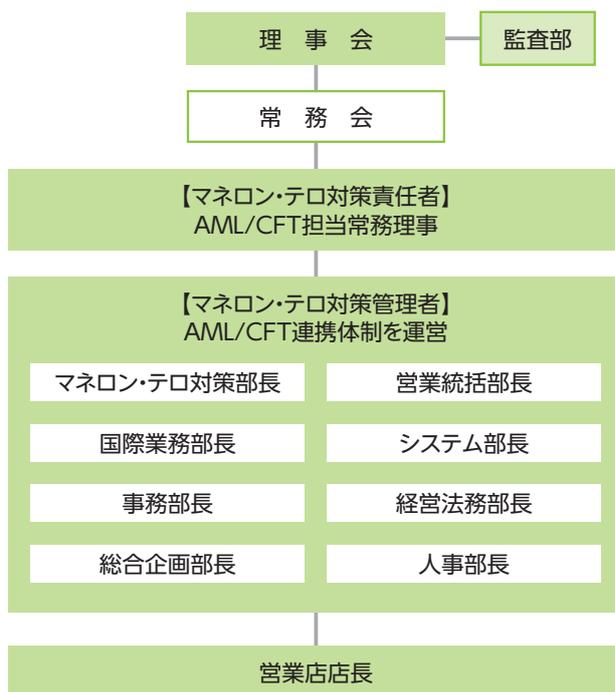
朝日信用金庫では、お客さまに当金庫の金融商品をお勧めするに際して本勧誘方針を遵守いたします。

- 1 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし、適正な情報の提供と商品説明を行います。
- 2 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- 3 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、断定的判断の提供・事実と異なる情報の提供・誤解を招く情報の提供など、不適正な行為を行いません。
- 4 お客さまからのご依頼がないにもかかわらず、深夜や早朝など社会通念上、不相当と考えられる時間帯に、電話・訪問による勧誘は行いません。
- 5 お客さまに対する勧誘の適正確保のため、商品知識の習得に努めます。
- 6 商品広告にあたっては、重要事項の説明を記載するなど、適正な情報の提供に努めます。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）とは、振り込め詐欺や麻薬売買といった非合法活動による資金の移動、テロリストやその支援国家への活動資金の提供について、金融機関の機能を最大限活用し、資金面から防止・遮断していこうとする取り組みです。近年、AML/CFTは全世界的な規模で態勢・整備の強化が求められ、国内金融業界においても最優先課題となっています。当金庫では、平成31年1月に新設した「マネロン・テロ対策部」を中心に、金庫の総力を挙げてAML/CFT態勢の整備に取り組み続けており、今後も金融業界最高水準の態勢を維持し、国を挙げた政策に積極的に取り組んでまいります。

AML/CFT組織図



「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針について

当金庫は従前より、保証契約をご締結いただくお客さまに対して、保証内容のご説明をするとともに、保証に関するご意思の確認をさせていただくなどの対応に努めてまいりました。

平成25年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」及び令和元年12月24日公表の「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」を踏まえ、当金庫は、本ガイドラインを遵守するための態勢を整備しています。

また、令和4年12月23日に策定された「経営者保証改革プログラム」(金融庁・財務省・中小企業庁による)の中に盛り込まれた「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正に基づいて、令和5年4月1日よりあらためて、経営者保証を必要としない融資の可能性についての検討と、経営者保証が必要と判断しお客さまと保証契約を締結する場合にその必要理由並びに変更・解除の可能性についての説明を、徹底する態勢を整備して取り組んでいます。

保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合においても当金庫は本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

本ガイドラインの詳細については、以下をご参照ください。

「全国銀行協会」 <https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

「日本商工会議所」<https://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html>

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	8,868件	8,685件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	40.10%	43.26%
保証契約を解除した件数	513件	444件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要 (金融ADR制度への対応について)

▶ 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスターで公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時~17時)に営業店(電話番号はP61~62参照)または営業統括部(電話:03-3862-0319)にお申し出ください。証券業務に関する苦情は、当金庫が加入する日本証券業協会から苦情等の解決業務の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」(電話:0120-64-5005)でも受け付けています。

▶ 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記営業統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の紛争解決センター・仲裁センターにお取り次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用になる方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫営業統括部」にお尋ねください。

このほかに、証券業務に関する紛争は、当金庫が加入する日本証券業協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた上記「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」でも受け付けています。

役員一覧 (令和5年7月1日現在)

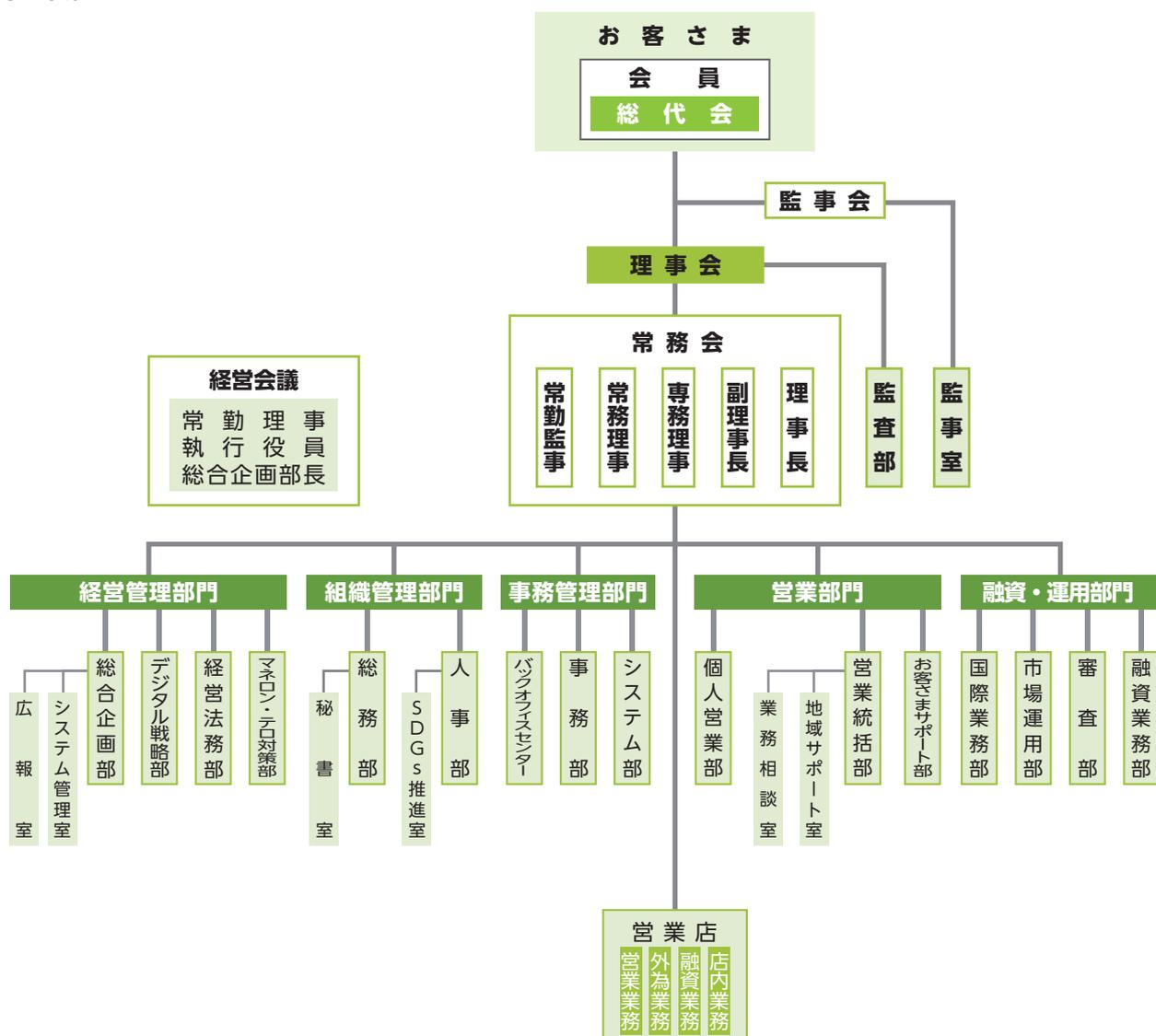
役員	氏名	役職	氏名	役職	氏名	役職
理事長	伊藤 康博	常務理事	吉際 康剛	常勤監事	山本 茂夫	
副理事長	三澤 敏幸	常務理事	松山 厚	非常勤監事	小林 晋	
専務理事	廣川 雅章 ^{*1}	常勤理事	富山 誠	非常勤監事	森 健輔	
専務理事	岩田 光司	常勤理事	木下 学	非常勤監事	鈴木 敏夫 ^{*2}	
常務理事	飯倉 博史	常勤理事	竹中 徹			
常務理事	小林 正志	非常勤理事	阪本 清 ^{*1}			

執行役員 竹尾 伸弘 村山 厚也 吉崎 達也 齋藤 浩一 田辺 輝夫

※1. 「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2. 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

組織図 (令和5年7月1日現在)



朝日信用金庫の概要

概要 (令和5年3月31日現在)

創立	大正12年8月3日
本店	東京都台東区台東2-8-2
出資金	194億円
預金	2兆4,043億円
貸出金	1兆4,570億円
会員数	108,760名
役職員数	1,389名
店舗数	64店舗 (うち有人出張所5・インターネット支店1)
格付	A-(シングルAマイナス) 長期発行体格付 J-1 短期発行体格付 株式会社日本格付研究所 (JCR)

営業地区

- [東京都] 23区・西東京市
[埼玉県] 戸田市・蕨市・さいたま市 (旧岩槻市を除く)・八潮市・草加市・川口市・三郷市・越谷市・和光市・新座市・朝霞市・吉川市
[千葉県] 松戸市・市川市・流山市・柏市・鎌ヶ谷市・船橋市・浦安市・習志野市・千葉市・八千代市・佐倉市・四街道市



本部ビル (豊島町支店)



本店ビル

沿革

■ 大正

12. 8.3 有限責任信用組合「都民金庫」設立

■ 昭和

5. 2 有限責任「上野信用組合」に名称変更
18. 8 市街地信用組合法に基づき「上野信用組合」に組織変更
24. 2 長野高一組合長就任
26.10 信用金庫法に基づき「上野信用金庫」に組織変更
29. 4 内国為替業務取扱開始
37. 3 預金量100億円達成
39. 5 日本銀行と取引開始
43. 3 庶民信用金庫と合併し、「朝日信用金庫」に名称変更
46. 7 事務センターを開設、オンラインスタート
46.11 東京手形交換所直接加盟
47.12 預金量1,000億円達成
49. 3 山口勇理事長就任
59. 9 外国為替公認銀行となる
62. 3 山口理事長が東京都信用協会会長に就任
62. 5 山口会長・長野幸彦理事長体制発足

■ 平成

1. 3 山口会長が全国信用金庫連合会 (現: 信金中央金庫) の会長に就任
1.10 外国為替コルレス業務開始

2. 9 預金量1兆円達成
3. 6 山口会長が全国信用金庫協会会長に就任
5.10 創立70周年でCIを導入
8. 3 財団法人朝日中小企業経営情報センターを設立
8.10 浅草信用金庫と合併
9. 5 長野会長・塚原和郎理事長体制発足
10. 6 長野会長が東京都信用金庫協会会長に就任
13. 1 第4次オンライン・システムをスタート
13. 3 長野会長が全国信用金庫協会会長に就任
13. 4 長野会長が信金中央金庫会長に就任
14. 1 江戸川・共積・文京信用金庫と合併
19. 4 CSR経営を本格的にスタート
19. 6 森脇邦剛会長・小林一雄理事長体制発足
23.11 本店ビルを新築
25. 6 小林会長・櫻井保夫理事長体制発足
27. 3 本部ビル (豊島町支店) を新築
27. 6 小林会長が理事長 (会長兼理事長) に就任
28. 5 湯島ビル (湯島支店・研修センター) を新築
29. 6 小林会長・橋本宏理事長体制発足

■ 令和

2. 8 預金量2兆円達成
3. 6 小林会長・伊藤康博理事長体制発足

主要な事業内容

1. 預金業務……………当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、外貨預金、譲渡性預金等
2. 貸出業務 (1)貸付……………手形貸付、証書貸付、当座貸越
(2)手形(電子記録債権)の割引…銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び電子記録債権等の割引
3. 商品有価証券売買業務……………国債等公共債の売買業務
4. 有価証券投資業務……………預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券への投資
5. 内国為替業務……………送金為替、当座振込及び代金取立等
6. 外国為替業務……………輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務
7. 社債受託業務……………担保附社債信託法による社債の受託、公社債の募集受託に関する業務
8. 附帯業務 (1)代理業務……………①日本銀行蔵入代理店 ③株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
②地方公共団体の公金取扱業務 ④日本政策金融公庫、住宅金融支援機構等の代理貸付業務等
(2)保護預り及び貸金庫業務 (3)有価証券の貸付 (4)債務の保証 (5)金の取扱い (6)公共債の引受
(7)国債等公共債及び投資信託の窓口販売 (8)保険商品の窓口販売(保険業法第275条第1項により行う保険募集)
(9)スポーツ振興くじの払戻業務 (10)電子債権記録業に係る業務

主な商品・サービス

▶ 預金商品

(令和5年7月現在)

種類	特徴	期間	預入金額	
当座預金	手形・小切手にてお支払いでき、資金決済にご活用できます。	自由	1円以上	
普通預金	出し入れ自由で、公共料金の自動支払いなどにご利用できます。	自由	1円以上	
決済用普通預金	利息はつきませんが、預金保険の全額保護対象です。	自由	1円以上	
貯蓄預金	1ヵ月複利で金額階層別金利を適用しています。	自由	1円以上	
通知預金	一時的な余裕資金の短期運用に適した預金です。	7日以上	1万円以上	
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただくための預金です。	支払は納税期	1円以上	
総合口座	普通預金・定期預金・自動融資を一冊の通帳でご利用できます。	自由	1円以上	
朝日後見制度支援預金	被後見人の財産で日常的に使用しない金銭を裁判所の指示に基づき管理する預金です。	自由	1円以上	
定期預金	期日指定定期預金	1年複利で、1ヵ月前のご連絡で満期日を指定できます。	1年以上3年以内	1円以上 300万円未満
	定額複利預金	半年複利で、6ヵ月後に1万円単位のお引出しがができます。	5年以内 (6ヵ月据置)	1万円以上 1,000万円未満
	スーパー定期	気軽に始められるベーシックな定期預金です。	1ヵ月以上5年以内	1円以上
	変動金利定期預金	金利情勢にあわせて6ヵ月ごとに金利を見直しする定期預金です。	1年、2年、3年	1円以上
	大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適です。	1ヵ月以上5年以内	1,000万円以上
	こすもす定期預金	当金庫で公的年金をお受け取りいただいている方限定の金利優遇定期預金です。	1年	1円以上 600万円以下
	朝日退職金定期預金	退職金お受け取り後1年以内の方が対象で3種類の金利優遇プランからお選びいただけます。	3ヵ月	300万円以上
定期積金	朝日相続定期預金「想いやり」	相続により取得した資金をお預け入れいただく個人のお客さま対象の金利優遇定期預金です。	1年	100万円以上
	定期積金	目標に向けて計画的に毎月積み立てていく預金です。	6ヵ月以上5年以内	1,000円以上
	朝日ライフアシスト	個人のお客さま向けの自動振替専用の金利優遇定期積金です。	6ヵ月以上5年以内	1,000円以上
	朝日ビジネスアシスト	法人・事業者の方向向けの自動振替専用定期積金です。	6ヵ月以上5年以内	1,000円以上
	朝日プレミアム納税積金	法人・事業者専用の金利優遇付き納税準備用の定期積金です。	6ヵ月以上1年以内	3万円以上

種類	特徴	期間	預入金額
財形預金	一般財形預金	給与や賞与から天引きにより資産形成ができる貯蓄目的の自由な預金です。	3年以上 1,000円以上
	財形年金預金 財形住宅預金	老後のための個人年金や、住宅取得・増改築を目的とした預金で、両方を合算して550万円まで非課税です。	5年以上 1,000円以上
譲渡性預金 (NCD)	譲渡性を持つ預金で、大口資金の運用に適しています。	1日以上5年以内	5,000万円以上
外貨預金	外貨普通預金	為替リスクはありますが、出し入れ自由な外貨建ての普通預金です。	自由 1セント以上
	外貨定期預金	一時的な余裕資金から大口の資金まで幅広く運用できます。	1週間以上1年以内 1万米ドル以上
	朝日スーパー外貨定期預金	個人のお客さま向けの資産運用に適した商品です。	3ヵ月以上1年以内 1万米ドル以上 10万米ドル未満

▶ 事業者ローン

(令和5年7月現在)

種類	特徴	融資金額	貸出期間
手形割引 (電子記録債権割引)	一般商業手形の割引をご利用いただけます。 電子記録債権の割引をご利用いただけます。	融資金額や貸出期間などは 営業店担当者にご相談ください。	
手形貸付	仕入資金など短期資金をご利用いただけます。		
証書貸付	設備資金など長期資金をご利用いただけます。		
当座貸越	事業専用型 事業創業型 預金担保型	貸越枠の中で必要なとき必要な事業資金が ご利用いただけます。	融資条件や貸出金額・期間などは 営業店担当者にご相談ください。
	貸付専用型	信用保証協会の保証により 必要な事業資金 (100万円以上) をご利用いただけます。	2億8千万円以内 1年または2年
事業者カードローン		2,000万円以内	1年または2年
各種制度融資	東京都・埼玉県・千葉県及び区・市の制度融資を取り扱っています。	融資金額や貸出期間などは 営業店担当者にご相談ください。	
代理貸付	日本政策金融公庫、信金中央金庫などのご融資を取り扱っています。		

▶ 個人ローン

(令和5年7月現在)

種類	特徴	融資金額	貸出期間
住宅ローン	変動金利型	金利の見直しは年2回、毎月のご返済額は5年間変わりません。	1億円以内 40年以内
	固定変動選択型 朝日Aホームローン	お借入れ時に3年、5年、7年、10年の固定期間を選択し、 固定期間終了後に固定金利か変動金利の選択が可能です。	
リフォームローン	ご自宅の改修など、“快適に住まう” ためにご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
教育ローン	大学、私立中学、予備校や海外留学費用などにご利用いただけます。	1,000万円以内	16年以内
子育て応援ローン	出産・子育てなどにかかる費用全般にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内
マイカーローン	新車購入・免許取得や修理・車検費用などにご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内
福祉ローン	介護に必要な環境づくりのためにご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
ブライダルローン	結婚式・披露宴・新婚旅行などにかかる費用にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
マイホームサポートローン	不動産の購入、自宅の新築・増改築資金等にご利用いただけます。	2,000万円以内	25年以内
シニアライフローン	当金庫で年金を受給、または受給指定された方専用のローンです。	100万円以内	10年以内
相続サポートローン	相続税の納税資金や、相続に関する諸費用にご利用いただけます。	1,000万円以内	20年以内
朝日フリーローン《きゃっする》	お使いみちは自由。様々な費用にご利用いただけます。	800万円以内	10年以内
朝日フリーローン《ワイド》	お使いみちは自由。事業資金やおまとめにもご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
教育カードローン	ATMでお借り入れできる教育資金専用のカードローンです。	500万円以内	6年9ヵ月以内
朝日カードローン	パート、アルバイトの方もご利用いただけます。	10~100万円内 10コース	3年ごと更新
朝日カードローン《きゃっする》	様々な生活シーンでご利用いただける大型カードローンです。	50~800万円内 10コース	3年ごと更新
リバースモーゲージ	ご自宅に住み続けながら、ご自宅を担保に資金をお借り入れできる60歳以上の方向けのローンです。	5,000万円以内	1年ごと更新

▶ 保険商品・サービス等

(令和5年7月現在)

種 類		内 容
内国 為替	振込・送金	当金庫の本支店、全国各地の金融機関へ安全・確実に送金します。
	代金取立	手形・小切手などをお取立てし、ご指定の預金口座に入金します。
外国 為替	海外送金	世界主要都市の銀行と直接コルレス契約を結び、迅速な海外送金を行っています。
	輸出入取引	輸出・輸入など海外との貿易取引業務を行っています。
	外国送金依頼書作成サービス	インターネットを利用して「外国送金依頼書」の作成ができます。
証券 業務	個人向け国債	満期時の元金・利息の支払いを国が責任を持って行います。
	投資信託	運用目的にあわせ、国内株式型や外国債券型など多彩な商品をご用意しています。
生命 保険	個人年金保険	ライフプランの実現など、お客さまの夢をかなえるための資産づくりを応援します。
	一時払終身保険	万が一の保障を一生にわたって確保する保険です。外貨建てもご用意しています。
	医療保険	病気やケガの際の入院・通院・手術などに備える保険のほか、認知症に備える保険をご用意しています。
	がん保険	「がん」と診断された時や「がん」での入院・手術の時などに、給付金を受け取れる保険です。
	学資保険	お子さまの進学時期にあわせて教育資金を計画的にご準備いただける貯蓄型の保険です。
損害 保険	火災保険	信用金庫業界統一の住宅ローン関連の火災保険です。補償範囲の広さと割安な保険料が特徴です。
	傷害保険[シニアサポーター]	少額の保険料でケガや事故に備える「こすもす倶楽部」会員の方専用の保険です。
	しんきんの傷害保険	基本プランのほか、キッズプラン、ビジネスプランがあり、当金庫会員の方は割安な保険料でご加入できます。
シニア・サポートサービス	シニアのお客さまとご家族の方が安心して暮らしていけるような商品・サービスを取り揃えています。	
朝日キャッシュカード	全国の提携金融機関でのお引出しのほか、全国の信用金庫・ゆうちょ銀行等でお預入れができます。	
朝日ビジネスカード	法人向けカードで、普通預金のカードは全国の信用金庫・ゆうちょ銀行ATMでご利用できます。	
朝日IC・VISA一体型カード	1枚のカードで、生体認証ICキャッシュカードとクレジットカード（VISA）機能がご利用できます。	
デビットカードサービス	当金庫のキャッシュカードを全国のJデビット加盟店でのお支払いにご利用できます。	
朝日スマートアプリ	スマートフォン用アプリを利用して、口座開設、残高照会、取引明細照会などができます。	
ペイジー口座振替受付サービス	口座振替の手続きが、印鑑不要でキャッシュカードだけで行えます。	
ネット口座振替受付サービス	インターネットを利用して、提携企業の各種支払いに関する「預金口座振替契約」ができます。	
イ バン ク キ ー ネ ッ ト	朝日WEBダイレクト	個人の方がインターネットを利用して振替・振込・残高照会などができます。
	朝日ビジネスWEB	法人の方がインターネットを利用して振替・振込・残高照会などができます。
	朝日外為WEB	法人の方がインターネットを利用して海外送金、輸入信用状開設・条件変更などができます。
	朝日投信WEB	個人の方がインターネットを利用して投資信託の購入・解約ができ、手数料の割引サービスがあります。
朝日でんさいサービス	インターネットを利用して「でんさい」の発生・譲渡・支払などができます。	
ファームバンキングサービス	FAX・パソコンを利用して資金の振替・振込・残高照会・取引明細照会ができます。	
学校EBサービス	学校の給食費・PTA会費などの集金業務をパソコンで管理できます。	
定額自動送金サービス	毎月ご指定の日にご依頼の送金先へ一定の金額を送金します。	
メールオーダーサービス	住所変更・公共料金自動支払サービスや朝日WEBダイレクトのお申込みが郵送で簡単にできます。	
しんきんコンビニ収納サービス	ご契約企業の販売代金などの各種料金をコンビニエンスストアを通じて収納し、ご契約口座に入金します。	
しんきんゼロネットサービス	全国各地に設置されている提携信用金庫のATMを《無料》でご利用いただけるお得なサービスです。	
貸金庫	預金証書、権利証、貴金属などの重要書類、貴重品を安全確実に預かります。	
“toto”換金	サッカーくじを窓口で換金します。	
相談業務	年金	専任のアドバイザーが、年金受給手続きのお手伝い、ご相談をお受けしています。
	資産・事業	相続、不動産の有効活用、販路開拓、海外展開、創業支援、事業承継・M&A、経営支援・改善、補助金活用、労務管理・人材活用、IT活用、知的財産・技術、株式公開などのご相談をお受けしています。
信託契約代理店業務	金銭信託、土地信託、不動産管理信託、年金信託、遺言信託等の信託業務を取り扱っています。	
リースのご案内	機械設備などのリースをご希望のお客さまに、しんきんリース（株）をご案内します。	

▶ 手数料一覧

主な手数料を掲載しています。(税込/令和5年7月現在) 詳しくは営業係または窓口にお問い合わせください。

ATMお預入れ・お引出し手数料

曜日	時間帯	カードの種類		
		当金庫	他信用金庫	提携金融機関
平日	8:00～8:45	無料	220円	220円
	8:45～18:00	無料	無料	110円
	18:00～21:00	無料	220円	220円
土曜	8:00～9:00	無料	220円	220円
	9:00～14:00	無料	無料	220円*
	14:00～17:00	無料	220円	220円
日曜・祝日	8:00～17:00	無料	220円	220円

*ただし、ゆうちょ銀行カードは110円となります。

店舗によりお取扱時間が異なります。一日のお引出し限度額はお客様の申出により最高200万円 (ICキャッシュカードは300万円) まで変更可能です。

手形・小切手類手数料

約束手形	1冊 (25枚綴り)	2,200円
為替手形	1冊 (25枚綴り)	2,200円
当座小切手	1冊 (50枚綴り)	4,400円
手形・小切手の署名判登録料		3,300円
個人当座小切手	1冊 (25枚綴り)	2,200円
自己宛小切手	1枚につき	1,100円
マル専手形	約束手形交付1枚につき	550円
	新規口座開設	3,300円
代金取立	電子交換	660円
	個別取立*	1,100円
不渡手形返却	1件につき	880円
取立手形組戻	1件につき	880円
取立手形店頭呈示	受託店費用が880円を超える時は実費	880円

*電子交換所に参加しない金融機関の手形・小切手など、郵送対応が必要となる場合は個別取立手数料の対象となります。

インターネットバンキング等月額基本手数料

インターネットバンキング	朝日WEBダイレクト	無料	
	朝日ビジネスWEB	オンライン・ファイル伝送サービス オンラインサービス	3,300円 1,100円
	朝日外為WEB		2,200円
	朝日投信WEB		無料
バンキングファーム	テレホン・ファクシミリサービス		550円
	アンサーサービス*		1,100円
	FAX振込サービス*		1,100円
	一括データ伝送サービス		3,300円
	登録振込サービス		2,200円

*両サービスを契約した場合の月額手数料は1,100円です。

融資関連手数料

金庫所定の収益物件融資*	全額繰上返済手数料	固定金利期間：融資残高の2.0%相当額/変動金利期間：融資残高の1.5%相当額
	一部繰上返済手数料	固定金利期間：55,000円/変動金利期間：33,000円
	条件変更手数料	期間・金利等の変更：55,000円
	固定金利再設定手数料	16,500円
不動産担保取扱手数料	事務取扱手数料	1千万円超1億円未満：55,000円/1億円以上3億円未満：77,000円/3億円以上：110,000円
	新規設定 (譲受を含む)	1 (根) 抵当権につき55,000円
	2物件目以降	担保設定1物件につき27,500円
	変更	1 (根) 抵当権につき33,000円
割引・担保手形の取立料	抹消 (一部抹消を含む)	1 (根) 抵当権につき5,500円
	担保抹消立会い手数料*	1 (根) 抵当権につき11,000円
	電子交換660円/個別取立*31,100円	
住宅ローン手数料	全額繰上返済手数料	固定金利期間：33,000円/変動金利期間：11,000円
	一部繰上返済手数料	5,500円
	条件変更手数料	期間・金利等の変更：5,500円
	固定金利再設定手数料	5,500円
	事務取扱手数料	書面契約55,000円/電子契約60,500円
証書貸付電子契約手数料 (事業性)	100万円以下	無料
	100万円超500万円以下	1,100円
	500万円超1千万円以下	5,500円
	1千万円超1億円以下	11,000円
証書貸付手数料	1億円超	55,000円
	全額繰上返済手数料	5,500円
	条件変更手数料	東京・千葉・埼玉信用保証協会の保証付：5,500円/保証付以外：11,000円

- *1. 賃貸目的の土地・建物購入資金、または増改築・修繕資金 (乗換資金含む) をいいます。
 *2. 当金庫職員が出向いて抹消 (譲渡) 手続き等を行う場合は、抹消手数料5,500円に加えて1立会いあたり上記手数料をいただきます。
 *3. 電子交換所に参加しない金融機関の手形・小切手など、郵送対応が必要となる場合は個別取立手数料の対象となります。

外部機関による担保物件の調査費用は実費請求させていただきます。

硬貨入出金・窓口両替手数料

金種の合計枚数	入出金	両替
1～50枚	無料	550円
51～500枚	550円	550円
501～1,000枚	1,100円	1,100円
1,001枚以上	500枚ごとに550円加算	

同一金種への新券両替、記念硬貨の交換、汚損紙幣・硬貨の交換、2千円札への両替は無料です。

振込手数料

振込の種類	振込金額	当金庫内		他行庫宛
		同店宛	本支店宛	
ATM	当金庫カード	3万円未満 3万円以上	無料 無料	330円 440円
	他信用金庫カード*	3万円未満 3万円以上	無料 無料	220円 330円
	現金及び提携金融機関カード*	3万円未満 3万円以上	110円 220円	220円 330円
	窓口	3万円未満 3万円以上	220円 330円	330円 440円
オンラインバンク	朝日WEBダイレクト (個人)	3万円未満 3万円以上	無料 無料	165円 330円
	朝日ビジネスWEB (法人)	3万円未満 3万円以上	無料 無料	110円 110円
ファームバンキング	3万円未満 3万円以上	無料 無料	110円 220円	385円 550円
	定額自動送金サービス	3万円未満 3万円以上	55円 55円	165円 220円

*ご利用時間帯により別途手数料がかかります。
 他信用金庫カード/平日8:45～18:00以外・土曜9:00～14:00以外・日曜・祝日…220円
 提携金融機関カード/平日8:45～18:00…110円、平日8:45～18:00以外・土曜・日曜・祝日…220円

でんさい手数料

項目	インターネット利用	店頭 (書面利用)
基本手数料 (月額) *	1,100円	1,100円
記録発生手数料	発生記録・譲渡記録・分割譲渡	440円
口座入金手数料		220円
保証記録 (譲渡に随伴しない場合)		440円
変更記録 (債権内容に係わる場合)		220円
変更記録 (債権内容以外の変更)		無料
支払等記録 (口座間送金決済以外)		440円
開示請求	通常開示手数料 (1申し出あたり)	無料
	特別開示手数料 (1件につき)	5,500円
支払不能情報照会手数料		3,300円
残高証明書発行手数料	定例発行方式	2,200円
	都度発行方式	5,500円
貸倒引当金繰入事由に係る証明書発行手数料		1,650円
口座間送金中止手数料 (1申し出あたり)		1,100円
異議申立手数料 (1申し出あたり)		5,500円
特定記録機関変更記録 (1件につき)		4,400円

*朝日ビジネスWEBと「でんさい」のパスワードを共用する場合は無料です。

手形割引をご利用の場合、1債権ごとに譲渡記録手数料または分割譲渡手数料が発生します。

その他手数料

未利用口座管理手数料		年間1,320円	
証明書等の発行	残高証明書	当金庫所定の書式	440円
		当金庫所定外の書式	1,100円
		監査法人指定の書式	3,300円
	上記以外の証明書等		440円
両替機カードの発行	手数料ご入金方式のみ		1,100円
通帳・カード等の再発行	通帳・証書、キャッシュカード・ローンカード、朝日WEBダイレクト・朝日ビジネスWEB「お客様カード」、両替機カード、貸金庫カード (鍵の場合は実費)、夜間金庫の開閉鍵・カード		1,100円
	出資証券併合分割手数料		550円
送金手数料	普通扱 (送金小切手)		660円
振込組戻料	(他金融機関宛の場合のみ)		660円
株式払込保管他手数料	設立・増資額	300万円以下	9,900円
		300万円超	払込金額の3/1000+消費税
貸金庫	設置店の金庫容量・様式により異なります。		
	月間基本手数料		5,500円
夜間金庫	入金帳1冊 (50枚綴り)		5,500円
国債等の保護預り手数料			無料
海外送金手数料	海外向送金		7,000円
	国内向海外貸建他行宛送金		5,000円

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和4年 3月31日現在	令和5年 3月31日現在	科目	令和4年 3月31日現在	令和5年 3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
現金	18,341	19,272	預金積金	2,337,002	2,404,355
預け金	681,907	701,659	当座預金	76,859	85,110
金銭の信託	17,561	17,519	普通預金	948,538	945,446
有価証券	304,547	283,532	貯蓄預金	32,893	30,583
国債	19,504	15,754	通知預金	5,378	5,460
社債	73,601	83,753	定期預金	1,224,153	1,293,305
株式	25,225	26,440	定期積金	35,312	31,644
その他の証券	186,215	157,583	その他の預金	13,867	12,803
貸出金	1,441,952	1,457,006	借入金	40,000	6,500
割引手形	11,672	12,065	借入金	40,000	6,500
手形貸付	13,674	12,641	債券貸借取引受入担保金	15,822	16,584
証書貸付	1,367,787	1,384,973	外国為替	79	86
当座貸越	48,817	47,326	売渡外国為替	—	14
外国為替	4,479	12,032	未払外国為替	79	72
外国他店預け	4,370	11,878	その他負債	14,753	5,576
取立外国為替	108	154	未決済為替借	677	755
その他資産	15,460	15,752	未払費用	616	1,067
未決済為替貸	422	515	給付補填備金	5	4
信金中金出資金	7,025	7,025	未払法人税等	3,004	785
前払費用	130	85	前受収益	83	79
未収収益	4,910	4,535	払戻未済金	321	236
金融派生商品	27	2,179	職員預り金	1,159	1,127
金融商品等差入担保金	2,448	30	金融派生商品	8,021	435
その他の資産	496	1,381	金融商品等受入担保金	10	319
有形固定資産	30,876	30,986	リース債務	350	265
建物	13,388	12,955	資産除去債務	86	86
土地	16,687	17,207	その他の負債	417	414
リース資産	315	246	賞与引当金	554	564
建設仮勘定	49	227	退職給付引当金	3,748	3,889
その他の有形固定資産	435	349	役員退職慰労引当金	244	156
無形固定資産	2,247	2,272	睡眠預金払戻損失引当金	564	417
ソフトウェア	608	493	その他の偶発損失引当金	986	1,289
リース資産	28	14	債務保証	2,190	2,069
その他の無形固定資産	1,610	1,764	負債の部合計	2,415,947	2,441,490
繰延税金資産	5,425	6,639	(純資産の部)		
債務保証見返	2,190	2,069	出資金	19,667	19,431
貸倒引当金	△ 18,600	△ 18,176	普通出資金	19,667	19,431
(うち個別貸倒引当金)	(△ 4,881)	(△ 3,712)	資本剰余金	2,162	2,162
資産の部合計	2,506,388	2,530,566	資本準備金	2,162	2,162
			利益剰余金	67,032	70,659
			利益準備金	7,870	8,220
			その他利益剰余金	59,162	62,439
			特別積立金	52,200	54,800
			当期末処分剰余金	6,962	7,639
			処分未済持分	△ 0	△ 0
			会員勘定合計	88,862	92,252
			その他有価証券評価差額金	1,578	△ 3,176
			評価・換算差額等合計	1,578	△ 3,176
			純資産の部合計	90,441	89,076
			負債及び純資産の部合計	2,506,388	2,530,566

■ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	自 至 令和 3 年 4 月 1 日 令和 4 年 3 月 31 日	自 至 令和 4 年 4 月 1 日 令和 5 年 3 月 31 日
経常収益	31,647	32,233
資金運用収益	26,713	26,991
貸出金利息	19,611	19,164
預け金利息	508	761
有価証券利息配当金	6,400	6,865
その他の受入利息	193	199
役務取引等収益	2,785	3,268
受入為替手数料	1,127	994
その他の役務収益	1,658	2,274
その他業務収益	825	266
外国為替売買益	298	—
国債等債券売却益	287	0
その他の業務収益	238	266
その他経常収益	1,322	1,706
貸倒引当金戻入益	—	397
償却債権取立益	280	319
株式等売却益	484	513
金銭の信託運用益	129	195
その他の経常収益	427	281
経常費用	26,340	26,377
資金調達費用	283	885
預金利息	222	358
給付補填備金繰入額	3	2
コールマネー利息	0	—
債券貸借取引支払利息	51	518
その他の支払利息	5	5
役務取引等費用	1,434	1,344
支払為替手数料	298	230
その他の役務費用	1,135	1,113
その他業務費用	15	4,510
外国為替売買損	—	2,485
国債等債券売却損	7	2,001
金融派生商品費用	0	15
その他の業務費用	7	7
経費	17,793	18,082
人件費	10,562	10,894
物件費	6,498	6,494
税金	732	693
その他経常費用	6,814	1,555
貸倒引当金繰入額	5,650	—
貸出金償却	78	97
株式等売却損	—	672
金銭の信託運用損	6	—
その他資産償却	3	12
その他の経常費用	1,075	774
経常利益	5,306	5,856
特別利益	760	45
固定資産処分益	760	45
特別損失	75	1
固定資産処分損	75	1
税引前当期純利益	5,991	5,899
法人税、住民税及び事業税	3,298	1,155
法人税等調整額	△ 748	625
法人税等合計	2,549	1,781
当期純利益	3,442	4,118
繰越金(当期首残高)	3,520	3,521
当期末処分剰余金	6,962	7,639

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 子会社との取引による収益総額 31百万円
 子会社との取引による費用総額 434百万円
 3. 出資1口当たり当期純利益金額 10円51銭
 4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

■ 剰余金処分計算書

(単位：円)

科目	自 至 令和3年4月1日 令和4年3月31日	自 至 令和4年4月1日 令和5年3月31日
当期末処分剰余金	6,962,716,187	7,639,767,991
剰余金処分額	3,441,685,546	4,100,162,715
(利益準備金)	(350,000,000)	(420,000,000)
(出資に対する配当金)	(491,685,546)	(680,162,715)
(出資に対する配当率)	(年2.5%)	(年3.5%)
(特別積立金)	(2,600,000,000)	(3,000,000,000)
繰越金(当期末残高)	3,521,030,641	3,539,605,276

■ 会計監査

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受け、適正である旨の監査報告を受理しています。

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「計算書類」という)の適正性、及び計算書類作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和5年6月27日

朝日信用金庫

理事長

伊藤 康博

貸借対照表の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 29年～50年
その他 3年～20年
7. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
8. 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
9. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,427百万円であります。
11. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 12-1. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から損益処理

- 12-2. 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)
- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,740,569百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 | 1,807,426百万円 |
| 差引額 | △ 66,857百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金提出割合
令和4年3月31日現在 0.9873%
- ③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162.618百万円及び別途積立金95,760百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金189百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は予め定められた掛金率を掛金提出時の標準給与の額に乗じること等で算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
14. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
15. その他の偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いやオフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
16. 外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。
17. 収益の計上方法
役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「[受入為替手数料]」「[その他の受入手数料]」「[その他の役務取引等収益]」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
18. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
19. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。
1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 18,176百万円
 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
(1) 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として10.に記載しております。

(2) 主要な仮定

当金庫では、過去の債務者区分毎の貸倒実績率と将来の予想損失率には一定の関連性があるとの前提の下、正常先債権及び重要先債権に相当する債権については、過去の一定期間の貸倒実績率の平均値に必要な修正を考慮した予想損失率により引当額を算出しています。

債務者区分の判定については、格付モデルなどによる信用格付をもとに、債務者の実態的な財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を判定して、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認のうえ、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性及び収益性の見直し、年間返済可能額による債務償還能力、経営改善計画等の妥当性等を勘案したうえで判定しています。

なお、新型コロナウイルス感染症は終息の兆しがあるものの、その影響は、今後一定期間継続すると想定しており、追加的な貸倒引当金11,163百万円を計上しております。

追加的引当額については、過去の急激な景気悪化局面での債務者区分の下方遷移等を用いて影響額を見積り、当該影響額を追加引当額としております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

債務者区分毎の予想損失率、当事業年度末時点の債務者区分及び担保や保証による回収見込額等、貸倒引当金の金額の算出に用いた主要な仮定には重要な見積りの不確実性が含まれています。

貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定については、入手可能な情報に基づいて判断していますが、新型コロナウイルス感染症対策の緩和により、景気回復基調の継続が期待される一方で、国際情勢緊迫化や急激な物価上昇等の不安定要素もあり、これらを原因とした経済環境の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、貸倒引当金の積み増しが必要となるなど、翌事業年度の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

20. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

2百万円

21. 子会社等の株式又は出資金の総額

60百万円

22. 子会社等に対する金銭債権総額

80百万円

23. 子会社等に対する金銭債務総額

203百万円

24. 有形固定資産の減価償却累計額

28,737百万円

25. 有形固定資産の圧縮記帳額

20百万円

26. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもの）であり、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸付借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 4,062百万円

危険債権額 46,672百万円

三月以上延滞債権額 一百万円

貸出条件緩和債権額 5,488百万円

合計額 56,224百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に対し有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

27. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,065百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産
有価証券 41,048百万円

担保資産に対応する債務
借入金 6,500百万円
債券貸借取引受入担保金 16,584百万円

上記のほか、為替決済、外為円決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金35,100百万円及び金融商品等差入担保金30百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金343百万円が含まれております。

29. 出資1口当たりの純資産額 229円21銭

30. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに有利な貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されており、有価証券の取得時に、為替予約取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議、報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、総合企画部が総合的に管理を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、市場運用部・総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する要綱において、リスク管理手法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき管理を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、為替予約を利用して管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、投資運用業務規程に従い行われております。このうち、市場運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的モニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

また、保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、保有債券のヘッジ資産としての位置付けと、ポートフォリオ内の分散効果により有価証券全体の価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は、総合企画部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、店頭デリバティブ取引取扱規程及び投資運用業務管理規程に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち「債券」、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「[信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項]（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショック」を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて）、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価（経済価値）は32,991百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

31. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式及び組合出資金は、次表には含まれておりません（注2）参照。また、外国為替（資産・負債）、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 預け金	701,659	701,940	280
(2) 金銭の信託	17,519	17,519	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	12,700	12,549	△ 150
その他有価証券	270,572	270,572	-
(4) 貸出金	1,457,006		
貸倒引当金（※1）	△ 18,137		
	1,438,868	1,470,459	31,590
金融資産計	2,441,320	2,473,040	31,720
(1) 預金積金	2,404,355	2,404,437	81
(2) 借入金	6,500	6,500	-
金融負債計	2,410,855	2,410,937	81
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,744	1,744	-
デリバティブ取引計	1,744	1,744	-

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については32.から34.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、一部の貸出金については、取引金融機関から提示された価格によっております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該帳簿価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金については、残存期間が1年以内であることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引(為替予約)、信用関連取引(クレジット・デリバティブ)であり、取引金融機関から提示された価格や割引現在価値により算出した価値によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式(*1)	10
非上場株式(*1)(*2)	199
信金中金出資金(*1)	7,025
組合出資金(*3)	50
合 計	7,284

(*1) 子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式について減損処理を行った銘柄はありませんでした。

(*3) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預け金	621,659	80,000	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券	3,000	5,300	4,400	-
その他の有価証券のうち満期があるもの	17,380	96,419	68,724	50,092
貸出金(*)	117,024	205,213	553,737	534,305
合 計	759,064	386,932	626,862	584,397

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 金銭債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金積金(*)	2,316,702	87,653	-	-
借入金	6,500	-	-	-
合 計	2,323,202	87,653	-	-

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

32. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、34.まで同様であります。

満期保有目的の債券

種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
国債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	4,200	4,233	33
小計	4,200	4,233	33
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
国債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	8,500	8,316	△ 183
小計	8,500	8,316	△ 183
合 計	12,700	12,549	△ 150

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	22,014	16,168	5,846
	債券	25,971	25,640	330
	国債	981	979	2
	社債	24,989	24,661	328
	その他	32,103	28,270	3,833
	うち外国証券	9,657	9,602	54
小計	80,089	70,079	10,010	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,216	4,950	△ 734
	債券	73,536	76,930	△ 3,393
	国債	14,772	15,876	△ 1,103
	社債	58,763	61,054	△ 2,290
	その他	112,729	123,018	△ 10,288
	うち外国証券	110,187	119,915	△ 9,728
小計	190,482	204,899	△ 14,416	
合 計	270,572	274,978	△ 4,405	

33. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	2,605	513	672
債券	-	-	-
国債	-	-	-
その他	18,391	-	1,962
合 計	20,996	513	2,634

34. 減損処理を行った有価証券

売買目的の有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当事業年度は、減損処理を行った銘柄はありませんでした。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価が50%以上下落した場合、または、取得原価に対して時価が30%以上50%未満の下落であっても、過去の時価動向、格付の著しい低下や発行会社の財務内容の悪化等を勘案して、回復する見込みがあると認められない場合に著しく下落したと判断しております。

35. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額(百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	17,519	89

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、お客さまからの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は65,807百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のものが48,271百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他の相違の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(期日が到来するものについて事前に)予め定めている金庫内手続に基づきお客さまの業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,241百万円
退職給付引当金	2,804
その他有価証券評価差額金	1,229
その他の偶発損失引当金	359
減損損却費	212
減損損失	176
貸与引当金	157
睡眠預金払戻損失引当金	116
その他	409
繰延税金資産小計	10,707
評価性引当額	△ 3,858
繰延税金資産合計	6,847
繰延税金負債	
その他	208
繰延税金負債合計	208
繰延税金資産の純額	6,639百万円

38. 当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	—百万円
顧客との契約から生じた債権	151百万円
契約負債	3百万円

39. 会計方針の変更

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日、以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これにより、従来は取得原価をもって貸借対照表価額としておりました一部の投資信託について、基準価額等を時価として時価評価する方法へと変更しております。この変更により、当事業年度末において、有価証券が1,314百万円、その他有価証券評価差額金が947百万円それぞれ増加し、繰延税金資産が366百万円減少しております。なお、当事業年度末の出資1口当たりの純資産額への影響は軽微であります。

■ 直近の5事業年度における主要な経営指標の推移

(単位：百万円、口数 百万口)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	31,785	30,674	30,986	31,647	32,233
経常利益	5,409	1,867	3,807	5,306	5,856
当期純利益	4,161	1,476	2,152	3,442	4,118
出資総額	20,520	20,247	19,989	19,667	19,431
出資総口数	410	404	399	393	388
純資産額	87,053	82,701	93,951	90,441	89,076
総資産額	1,916,450	1,901,689	2,221,873	2,506,388	2,530,566
預金積金残高	1,779,080	1,778,977	2,082,848	2,337,002	2,404,355
貸出金残高	1,078,748	1,138,896	1,459,010	1,441,952	1,457,006
有価証券残高	313,640	253,735	286,015	304,547	283,532
単体自己資本比率	8.83%	8.65%	8.95%	9.50%	10.04%
出資に対する配当率	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	3.5%
出資に対する配当金	512	506	499	491	680
会員数	113,131人	112,326人	111,793人	110,104人	108,760人
法人会員	36,665	36,579	36,968	36,469	36,301
個人会員	76,466	75,747	74,825	73,635	72,459
役員数	18人	19人	19人	18人	16人
うち常勤役員数	13	14	13	13	11
職員数	1,361人	1,389人	1,399人	1,394人	1,373人
男子職員数	894	882	878	866	854
女子職員数	467	507	521	528	519
新規採用	79人	88人	55人	43人	47人

(注) 単体自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

■ 業務粗利益

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	26,433,084	26,113,135
資金運用収益	26,713,934	26,991,964
資金調達費用	280,850	878,828
役務取引等収支	1,351,471	1,924,461
役務取引等収益	2,785,806	3,268,574
役務取引等費用	1,434,335	1,344,113
その他業務収支	809,792	△ 4,244,066
その他業務収益	825,003	266,711
その他業務費用	15,211	4,510,777
業務粗利益	28,594,347	23,793,530
業務粗利益率	1.31%	0.97%

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和3年度2,257千円、令和4年度6,344千円)を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ 資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

(単位：千円)

(単位：%)

内 訳	平均残高		利 息		利回り	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資金運用勘定	2,173,348	2,432,693	26,713,934	26,991,964	1.22	1.10
うち貸出金	1,450,254	1,443,909	19,611,107	19,164,913	1.35	1.32
うち預け金	422,967	647,848	508,130	761,934	0.12	0.11
うち有価証券	281,979	316,573	6,400,872	6,865,492	2.26	2.16
資金調達勘定	2,173,016	2,408,032	280,850	878,828	0.01	0.03
うち預金積金	2,136,149	2,395,375	225,582	360,949	0.01	0.01
うち借入金	21,890	11,973	—	—	0.00	0.00
うちコールマネー	16,519	—	451	—	0.00	0.00

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度52,062百万円、令和4年度43,672百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和3年度17,499百万円、令和4年度17,430百万円)及び利息(令和3年度2,257千円、令和4年度6,344千円)をそれぞれ控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ 利鞘

(単位：%)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
資金運用利回	1.22	1.10
資金調達原価率	0.82	0.78
総資金利鞘	0.40	0.32

■ 業務純益等

(単位：百万円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
業務純益	8,258	5,857
実質業務純益	10,911	5,857
コア業務純益	10,631	7,858
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	10,631	7,858

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(又は取崩額)を含みません。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■ 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度			令和 4 年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	1,369,568	856,810	2,226,378	3,187,761	△ 2,909,731	278,029
うち貸出金	1,589,737	△ 212,541	1,377,195	△ 85,805	△ 360,388	△ 446,194
うち預け金	△ 17,204	53,809	36,605	270,160	△ 16,356	253,804
うち有価証券	271,516	541,992	813,508	785,266	△ 320,646	464,620
支払利息	22,996	△ 48,786	△ 25,789	30,374	567,604	597,978
うち預金積金	15,206	490	15,696	27,374	107,992	135,367
うち借入金	4,873	△ 7,351	△ 2,478	—	—	—
うちコールマネー	△ 368	△ 384	△ 752	△ 451	—	△ 451

- (注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要素に含めて表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ 利益率

(単位：%)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
総資産経常利益率	0.23	0.23
総資産当期純利益率	0.15	0.16

- (注) 総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

■ 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
流動性預金	1,043,805	1,043,086
うち有利息預金	899,799	898,886
定期性預金	1,083,900	1,343,680
うち固定金利定期預金	1,046,685	1,310,611
うち変動金利定期預金	338	318
その他	8,443	8,608
小 計	2,136,149	2,395,375
譲渡性預金	—	—
合 計	2,136,149	2,395,375

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
・固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
・変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ 定期預金残高

(単位：百万円)

区 分	令和 4 年3月31日	令和 5 年3月31日
定期預金	1,224,153	1,293,305
固定金利定期預金	1,223,825	1,292,998
変動金利定期預金	327	307

■ 預金者別預金残高

(単位：百万円、構成比%)

区 分	令和 4 年3月31日		令和 5 年3月31日	
	残 高	構成比	残 高	構成比
個人	1,294,389	55.3	1,307,465	54.3
一般法人	816,105	34.9	900,946	37.4
金融機関	66,499	2.8	73,335	3.0
公金	160,008	6.8	122,607	5.1
合 計	2,337,002	100.0	2,404,355	100.0

■ 貸出金平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
手形貸付	14,199	12,792
証書貸付	1,383,539	1,374,129
当座貸越	41,601	45,319
割引手形	10,913	11,667
合 計	1,450,254	1,443,909

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和 4 年3月31日	令和 5 年3月31日
貸出金	1,441,952	1,457,006
うち固定金利	847,813	849,699
うち変動金利	594,138	607,307

■ 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

担保の種類	令和 4 年3月31日	令和 5 年3月31日
当金庫預金積金	17,801	18,446
有価証券	42	40
不動産	313,941	315,508
その他	225	227
小 計	332,012	334,221
信用保証協会・信用保険	752,995	747,733
保証	112,944	117,102
信用	243,999	257,949
合 計	1,441,952	1,457,006

■ 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

担保の種類	令和 4 年3月31日	令和 5 年3月31日
当金庫預金積金	192	343
有価証券	—	—
不動産	1,069	933
その他	—	—
小 計	1,261	1,277
保証	14	13
信用	913	778
合 計	2,190	2,069

■ 貸出金用途別残高

(単位：百万円、構成比%)

内 訳	令和 4 年3月31日		令和 5 年3月31日	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	566,719	39.3	574,844	39.4
運転資金	875,232	60.6	882,161	60.5
合 計	1,441,952	100.0	1,457,006	100.0

貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、構成比%)

内 訳	令和 4 年3月31日			令和 5 年3月31日		
	貸出先数	貸出残高	構成比	貸出先数	貸出残高	構成比
製造業	2,903	98,895	6.8	2,844	99,171	6.8
農業・林業	15	168	0.0	17	255	0.0
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	3,311	122,438	8.4	3,309	122,056	8.3
電気・ガス・熱供給・水道業	1	300	0.0	3	489	0.0
情報通信業	1,357	52,831	3.6	1,374	52,381	3.5
運輸業、郵便業	577	29,955	2.0	554	28,525	1.9
卸売業、小売業	5,736	275,641	19.1	5,719	277,534	19.0
金融業、保険業	75	104,729	7.2	85	117,651	8.0
不動産業	2,769	349,910	24.2	2,767	357,836	24.5
物品賃貸業	83	5,828	0.4	89	8,017	0.5
学術研究、専門・技術サービス業	1,295	44,917	3.1	1,313	45,024	3.0
宿泊業	58	12,720	0.8	55	11,452	0.7
飲食業	1,381	30,204	2.0	1,366	29,236	2.0
生活関連サービス業、娯楽業	644	14,174	0.9	637	13,500	0.9
教育・学習支援業	166	23,020	1.5	162	22,630	1.5
医療・福祉	601	20,385	1.4	601	19,933	1.3
その他のサービス	975	35,140	2.4	977	33,639	2.3
小 計	21,947	1,221,262	84.6	21,872	1,239,340	85.0
地方公共団体	2	6,330	0.4	2	6,034	0.4
個人	20,692	214,359	14.8	20,015	211,630	14.5
合 計	42,641	1,441,952	100.0	41,889	1,457,006	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

区 分	令和 4 年3月31日	令和 5 年3月31日
消費者ローン	26,228	25,853
住宅ローン	214,316	211,990

代理貸付・制度融資残高内訳

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年3月31日	令和 5 年3月31日
	代理貸付	
日本政策金融公庫	2	2
信金中央金庫	1,636	1,345
住宅金融支援機構・他	3,171	2,983
合 計	4,810	4,331
制度融資		
東京都 小規模企業無担保融資	11,558	10,333
経営改善資金融資	65	63
区の資金預託に基づく保証付融資	64,332	72,529
その他東京都及び公的資金預託に基づく制度融資	488,853	475,887
合 計	564,808	558,813

預貸率

(単位：%)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
預貸率		
期末	61.70	60.59
期中平均	67.89	60.27

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

商品有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
商品国債	0	0
合 計	0	0

有価証券の種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
令和 3 年度	国債	5,032	—	—	—	—	14,472	19,504
	地方債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	84	—	1,452	1,121	141	70,390	73,601
	株式	—	—	—	—	—	25,225	25,225
	外国証券	26,783	27,110	39,249	30,788	29,146	6,235	164,048
	その他の証券	0	2,104	383	254	—	600	18,823
令和 4 年度	国債	—	—	—	—	—	15,754	15,754
	地方債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	1,045	2,851	517	1,011	77,929	83,753
	株式	—	—	—	—	—	26,440	26,440
	外国証券	12,713	27,060	45,116	18,557	21,933	2,612	132,544
	その他の証券	1,517	751	1,444	—	1,524	—	19,802

有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円)

内 訳	令和 3 年度	令和 4 年度
国債	16,420	20,987
地方債	—	—
社債	70,498	79,517
株式	21,908	22,271
外国証券	154,027	173,781
その他の証券	19,125	20,014
合 計	281,979	316,573

預証率

(単位：%)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
預証率	13.03	11.79
	13.20	13.21

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券 ———— 該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類	令和 3 年度			令和 4 年度			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	
	地方債	—	—	—	—	—	
	社債	—	—	—	—	—	
	その他	9,500	9,614	114	4,200	4,233	33
	小 計	9,500	9,614	114	4,200	4,233	33
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	
	地方債	—	—	—	—	—	
	社債	—	—	—	—	—	
	その他	7,500	7,360	△ 139	8,500	8,316	△ 183
	小 計	7,500	7,360	△ 139	8,500	8,316	△ 183
合 計	17,000	16,975	△ 24	12,700	12,549	△ 150	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社株式は、市場価格のない株式等であるため、下記「5. 市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。なお、子法人等及び関連法人等株式はございません。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

種類	令和3年度			令和4年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	15,158	10,487	4,671	22,014	16,168	5,846
	債券	47,451	46,551	900	25,971	25,640	330
	国債	5,032	4,984	47	981	979	2
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	42,419	41,566	853	24,989	24,661	328
	その他	85,566	82,240	3,325	32,103	28,270	3,833
	小 計	148,177	139,279	8,898	80,089	70,079	10,010
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	9,859	12,035	△ 2,176	4,216	4,950	△ 734
	債券	45,654	46,386	△ 731	73,536	76,930	△ 3,393
	国債	14,472	14,877	△ 405	14,772	15,876	△ 1,103
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	31,182	31,508	△ 325	58,763	61,054	△ 2,290
	その他	75,460	79,261	△ 3,800	112,729	123,018	△ 10,288
	小 計	130,974	137,683	△ 6,708	190,482	204,899	△ 14,416
合 計	279,151	276,962	2,189	270,572	274,978	△ 4,405	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
子会社株式	10		10	
非上場株式	197		199	
信金中金出資金	7,025		7,025	
組合出資金	50		50	
合 計	7,282		7,284	

■ 金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
17,561	131	17,519	89

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 満期保有目的の金銭の信託 ———— 該当ありません。

3. その他の金銭の信託 ———— 該当ありません。

■ デリバティブ取引

1. 金利関連取引 ———— 該当ありません。

2. 通貨関連取引

(単位：百万円)

内 訳	令和3年度				令和4年度			
	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
為替予約	—	—	△ 7,989	△ 7,989	—	—	1,760	1,760
店頭 売建	116,731	—	△ 8,010	△ 8,010	98,472	—	1,763	1,763
買建	728	—	21	21	2,649	—	△ 3	△ 3

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 2. 時価は、割引現在価値等により算定しております。
 3. 通貨スワップ取引・通貨オプション取引は該当ありません。

3. 株式関連取引 ——— 該当ありません。

4. 債券関連取引 ——— 該当ありません。

5. 商品関連取引 ——— 該当ありません。

6. クレジット・デリバティブ取引

(単位：百万円)

内 訳	令和 3 年度				令和 4 年度			
	契約額等	契約額のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店 頭								
クレジット・デフォルト・スワップ	—	—	△ 4	△ 4	—	—	△ 15	△ 15
売建	—	—	—	—	—	—	—	—
買建	499	—	△ 4	△ 4	825	—	△ 15	△ 15

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
2. 時価は、割引現在価値等により算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引渡取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。
4. クレジット・デフォルト・オプション取引は該当ありません。

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

内 訳	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	令和 3 年度	11,065	13,718	—	11,065	13,718
	令和 4 年度	13,718	14,463	—	13,718	14,463
個別貸倒引当金	令和 3 年度	1,963	4,881	78	1,884	4,881
	令和 4 年度	4,881	3,712	26	4,854	3,712
合 計	令和 3 年度	13,028	18,600	78	12,950	18,600
	令和 4 年度	18,600	18,176	26	18,573	18,176

貸出金償却額

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
貸出金償却額	78,496	97,265

外国為替取扱高

(単位：千米ドル)

内 訳	令和 3 年度	令和 4 年度
輸出	49,266	55,353
輸入	279,565	296,083
小 計	328,831	351,436
貿易外受取	75,613	88,532
貿易外支払	73,350	77,299
小 計	148,963	165,831
合 計	477,794	517,267

海外コルレス提携先

27カ国、80行、138先（令和5年3月末現在）

■ 信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全引当状況 (単位:百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,180	4,062
危険債権	39,662	46,672
要管理債権	2,134	5,488
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	2,134	5,488
小計(A)	44,977	56,224
保全額(B)	43,571	54,352
個別貸倒引当金(C)	4,881	3,712
一般貸倒引当金(D)	356	489
担保・保証等(E)	38,332	50,150
保全率(B)／(A)	96.87%	96.67%
担保・保証等控除後債権に対する引当率 {(C)+(D)}／{(A)-(E)}	78.83%	69.18%
正常債権(F)	1,402,557	1,405,996
総与信残高(A)+(F)	1,447,534	1,462,220

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 6. 「個別貸倒引当金(C)」は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
 7. 「一般貸倒引当金(D)」には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
 8. 「担保・保証等(E)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 9. 「正常債権(F)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
 10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私券(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債権保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。

■ バーゼルⅢ第3の柱(市場規律)に基づく開示

この開示は、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が定める事項(平成26年金融庁告示第8号)及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づいています。

【自己資本の構成に関する開示事項】

(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	88,370	91,572
うち、出資金及び資本剰余金の額	21,830	21,594
うち、利益剰余金の額	67,032	70,659
うち、外部流出予定額(△)	491	680
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	12,221	11,974
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	12,221	11,974
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	100,592	103,546
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,620	1,638
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,620	1,638
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	1,488	724
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,108	2,362
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	97,483	101,184
リスク・アセット^{*1}等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	977,736	957,929
資産(オン・バランス)項目	955,890	933,997
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	21,433	22,848
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	412	1,083
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク ^{*2} 相当額の合計額を8%で除して得た額	48,405	49,856
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,026,141	1,007,785
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.50%	10.04%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は、国内基準により自己資本比率を算出しております。

＜用語説明＞

※1. リスク・アセット

リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額のこと。

※2. オペレーショナル・リスク

金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのこと。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステムリスク、偽りの情報や根拠のないうわさなどによって企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクや有形資産リスクなどが含まれる。オペレーショナル・リスクに係るリスク・アセットの算出方法は、基礎的手法を採用。

◇オペレーショナル・リスクに係るリスク・アセット=(直近3年間の粗利益の平均値×15%)÷8%

【定性的な開示事項】

1. 自己資本に関する項目

■自己資本の調達手段の概要

自己資本は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。令和4年度末の自己資本の額(1,011億円)のうち、当金庫で積立している以外のものは、会員のみなさまからお預りしている出資金(194億円)が該当します。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、一つの分野に集中することなく、リスク分散を図った資産(エクスポージャー^{*1})運用に努めています。また、自己資本比率(10.04%)は、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分に保っています。

将来の自己資本充実策については、利益による資本の積上げを主たる施策として考えております。このため、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた収支計画を年度ごと策定するとともに、計画に基づいて業務を推進しています。

■TLAC規制及びファンド向けエクイティ出資に係る取扱い

平成31年3月より適用開始となったTLAC規制及びファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課枠組み(自己資本比率算出)の取扱いは、以下のとおりになっています。

(1)TLAC規制に関する取扱い

TLAC規制とは、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)に対し、一定の「総損失吸収力」TLAC (Total Loss Absorbing Capacity)の確保・維持を義務付けるもので、これを目的に発行された債券をTLAC債とします。

TLAC債は、保有に関する規制とともに経過措置が設けられ、国内基準は、平成31年3月末までに保有していたものについて、令和11年3月期まで「金融機関向けエクスポージャー」として扱うことが認められており、当金庫も経過措置を適用しています。

(2)ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課枠組み(自己資本比率算出)に関する取扱い

当金庫は、保有するファンドについて、ファンドの個々の組入資産(裏づけとなる資産等)について、定期的に報告を受けるとともに検証していることから、リスク・スルー方式を適用しています。

2. 信用リスクに関する項目

■信用リスク(証券化エクスポージャーを除く)に関する事項

信用リスク(証券化エクスポージャーを除く)に関する事項の定性面の説明はP22をご覧ください。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまに対して十分説明し、ご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、保証協会、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「事務手続書」及び「不動産担保評価規程」等により、適切な事務の取扱い及び適正な評価を行っています。また、お客さまが期限の利益を失われた際、与信取引の範囲において預金相殺等をする場合においても、適切な取扱いに努めています。

なお、パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証としてきらぼし銀行、しんきん保証基金、その他として非担保預金^{*2}などが該当します。(そのうち保証に関する信用度の評価については、きらぼし銀行は金融機関向けエクスポージャーとして、しんきん保証基金は適格格付機関(日本格付研究所：JCR)が付与している格付により判定をしています。)

3. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する項目

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、お客さまの外圍為替に係るリスク・ヘッジ^{*3}にお応えすること、また、当金庫の市場リスク・信用リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っています。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引(通貨スワップ・為替予約)、有価証券関連取引(債券先物・株価指数先物)及び信用関連取引(クレジット・デリバティブ)があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。当金庫の派生商品取引はリスク・ヘッジが目的であるため、市場リスクについては、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるよう管理しています。また、信用リスクについては、お客さまの他の与信取引状況及び保全と一体的に与信判断を行うとともに管理を行うことでリスクを限定しています。適切な保全措置を講じているため、

当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段行っていません。

有価証券関連取引については、投資方針の中で運用管理基準を明確に定め、厳格な運用管理態勢を確立しています。万一、取引市場の相手方に対して当金庫が担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、懸念はありません。クレジット・デリバティブについては、株式会社日本政策金融公庫が組成した「シンセティック型CLO」^{*4}に参加しています。対象貸出債権については、当行自己査定基準に従って、事後的モニタリングを実施し、対象貸出債権の債務者の債務不履行発生等(CDS契約におけるクレジット・イベントの発生)の際、関係者に必要な報告を行う等、他の貸出債権と同様に与信管理を適切に行うことで個別債務者の信用リスクを管理しています。

なお、長期決済期間取引^{*5}は該当ありません。

4. 証券化エクスポージャーに関する項目

■証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有する貸出債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入した証券化商品が証券化エクスポージャーに該当します。

当金庫は、当該証券投資にかかるリスクを、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM^{*6}委員会、投資戦略会議に諮り、適切なリスク管理に努めています。また、証券化商品への投資は、有価証券における投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、「投資運用業務管理規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

証券化エクスポージャーに区分される投資の種類及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式は、以下のとおりです。

- 【種類】 <投資>
- 1) 貸出債権を裏付とする債権
 - 2) ファンド

【算出の方式】 外部格付準拠方式及び標準的手法準拠方式

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング(S&P)
- ・フィッチ レーティングス リミテッド(Fitch)

5. オペレーショナル・リスクに関する項目

■オペレーショナル・リスクに関する事項の定性面の説明はP22をご覧ください。

6. 出資等エクスポージャーに関する事項

■出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、上場優先出資証券、事業法人向け出資等、その他ベンチャーファンド及び投資事業組合への出資金等が該当します。

そのうち、純投資にあたる上場株式、上場優先出資証券、事業法人向け出資等への投資については、保有債券のリスク・ヘッジ資産としての位置付けとポートフォリオ内の分散効果を期待しながら、中長期的な純資産価値の拡大につなげていくことを目指しています。

一方で、当該投資には、大幅に株式相場が下落した場合に、評価損等が発生し、当金庫の業績及び財務状態に多大な影響が生じる可能性があります。そうした事態に備え、当金庫では、規程で1先当たりの保有限度額を定めるとともに損失限度額を設定しています。また、毎年度策定する「投資有価証券の投資方針」では、ポートフォリオごとに保有限度枠及び評価損をベースとした損失限度目安(アラームポイント)を設け、当該水準に達した場合又はその恐れがある場合は、投資継続の是非等についてその都度経営陣と協議を行う態勢としています。なお、評価額及び最大予想損失額(VAR)によるリスク量は、日次で把握するなど、リスク管理態勢の強化にも努めています。

政策投資にあたる非上場株式、子会社・関連会社株式、その他ベンチャーファンド及び投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「投資運用業務管理規程」及び「政策投資取扱要領」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、理事会、常務会、経営会議においても重要な協議事項として掲げているなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処

理基準]及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っています。

7. 金利リスクに関する項目

■リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、金利が変動することによって、金融機関が保有する資産・負債等の価値(現在価値)が変動したり、将来の収益に対して影響を及ぼしたりするリスクをいいます。当金庫では、金利リスクを重要なリスクとして認識し、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としています。

具体的には、IRRBB (Interest Rate Risk in the Banking Book) で定められた金利ショックシナリオ(上下パラレルシフト等)を用いて、銀行勘定の金利リスク・ Δ EVE**及び Δ NII**を毎月計測するとともにモニタリングしています。また、リスクの状況によっては、ALM委員会・統合リスク管理委員会等で協議、検討を重ね、今後の方針を決定するなど、資産・負債の適切な金利リスクのコントロールに努めています。

■金利リスクの算定方法の概要

金利リスクは、保有する資産・負債等の将来キャッシュフローを推定し計測しています。計測にあたり、コア預金、固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約、市場金利の追随率、また、複数の通貨の集計方法及びその前提は、以下に基づいて算出しています。

(1)流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

コア預金とは、当座預金や普通預金など、預金者の要求によって随時払い出しができる流動性預金のうち、金利環境が著しく変化しても払い出される可能性が低い安定的な部分をいいます。

当金庫では、コア預金について、内部モデルを使って預金種別、預金者の特性、及び、預金口座の利用状況別に預金残高推移を統計的に解析するとともに推計を行うて金利改定の満期に割り当てています。過去の実績データを用いて推計を行っていますので、実績値が大きく変動した場合には金利リスクの計測結果に大きな影響をおよぼす可能性があるため、保守的な推計を行っています。

計測、推計の結果、流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期、最長の金利改定満期は、以下のとおりとなります。

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2.26年となっています。
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年となっています。

(2)固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約については、当局が定める保守的な前提を使用しています。

(3)市場金利の追随率に関する前提

Δ NIIの算定にあたって、市場金利に対して当金庫の金利がどの程度追随するか(追随率)を、過去の実績をもとに統計的に推計を行って設定しています。

(4)複数の通貨の集計方法及びその前提

資産・負債等に係るすべての通貨について Δ EVE及び Δ NIIを計測しています。計測に当たっては、異通貨間の分散効果や相殺効果は考慮せずに、以下のように取り扱っています。

- Δ EVE：EVEが正となる通貨のみを単純合算しています。
- Δ NII：NIIが増加又は減少する通貨を単純合算しています。

<<用語説明>>

- ※1. エクスポージャー
リスクにさらされている資産のことを指し、具体的には貸出金、外国為替取引、オフ・バランス取引などの与信取引と有価証券などの投資資産のこと。
- ※2. 非担保預金
融資取引先において、期限の定めがある預金のうち、担保として拘束されていないもの。
- ※3. リスク・ヘッジ
リスクを回避したり低減する工夫をすること。
- ※4. シンセティック型CLO
当金庫の複数の事業者向け貸出債権を譲渡(オフ・バランス化)せず、「クレジット・デフォルト・スワップ契約」という一種の損失補償契約により当該債権のデフォルトリスクだけを他に移転する取引です。
- ※5. 長期決済期間取引
約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超える取引。
- ※6. ALM(Asset Liability Management)
ALMは、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法。
- ※7. Δ EVE
金利ショックによって現在価値(Economic Value of Equity)が変化する額(現在価値が減少する場合を正で表示)。
- ※8. Δ NII
算出基準日から12ヶ月を経過するまでの金利収益(Net Interest Income)が変化する額(収益が減少する場合に正、増加の場合に負で表示)。

【報酬等に関する開示事項】

報酬体系について

■対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬につきましては役位や金庫の業績等を勘案し当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 算定基準
- c. 支給時期
- d. 功勞加算

(2)令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	340

- (注)1. 対象役員に該当する理事は13名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」270百万円、「退職慰労金」69百万円となっております。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。なお、役員に対する賞与については、現在支払っていません。
3. 使用人兼務理事の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

■対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

【定量的な開示事項】

1. 自己資本に関する項目

■自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額 ^{*1}	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク・アセット及び所要自己資本額合計	977,736	39,109	957,929	38,317
1. 現金	0	0	0	0
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	1,311	52	1,633	65
4. 国際決済銀行等向け	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	0	0	0
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	251	10	121	4
7. 国際開発銀行向け	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0
9. 我が国の政府関係機関向け	4,148	165	4,461	178
10. 地方三公社向け	57	2	103	4
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	121,956	4,878	139,649	5,585
12. 法人等向け	225,717	9,028	229,011	9,160
13. 中小企業等向け及び個人向け	103,951	4,158	75,971	3,038
14. 抵当権付住宅ローン ^{*2}	45,964	1,838	31,494	1,259
15. 不動産取得等事業 ^{*3} 向け	307,665	12,306	313,797	12,551
16. 三月以上延滞 ^{*4} 等	1,755	70	1,874	74
17. 取立未済手形	84	3	103	4
18. 信用保証協会等による保証付	18,221	728	21,946	877
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
20. 出資等	19,222	768	17,638	705
出資等のエクスポージャー	19,222	768	17,638	705
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
21. 上記以外	87,893	3,515	78,181	3,127
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその外部TLAC関連調達手段に 該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	16,003	640	7,006	280
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に 係る調整項目の額に算入されなかった部分に係る エクスポージャー	9,316	372	9,316	372
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る エクスポージャー	16,657	666	15,110	604
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	45,915	1,836	46,748	1,869
22. 証券化	0	0	0	0
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	0	0	0	0
23. 再証券化	—	—	—	—
24. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポ ージャー	17,688	707	18,009	720
ルック・スルー方式	17,688	707	18,009	720
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入される ものの額	—	—	—	—
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置により リスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
27. CVAリスク相当額を8%で除して得た額	412	16	1,083	43
28. 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
29. オフ・バランス取引等項目	21,433	857	22,848	913
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	48,405	1,936	49,856	1,994
総所要自己資本額 ^{*5}	1,026,141	41,045	1,007,785	40,311

《用語説明》

※1. 所要自己資本額

リスク・アセット×4% (自己資本比率規制における国内基準)

※2. 抵当権付住宅ローン

住宅ローンの中で、抵当権が第1順位かつ担保価値が十分に満たされているものこと。

※3. 不動産取得等事業

不動産の取得又は運用を目的とした事業のこと。

※4. 三月以上延滞

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している状態のこと。

※5. 総所要自己資本額

自己資本比率の分母の額(リスク・アセットの総額)×4%

2. 信用リスクに関する項目(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

【業種別の状況】

(単位:百万円)

業種区分	令和3年度					令和4年度				
	信用リスク・エクスポージャー					信用リスク・エクスポージャー				
エクスポージャー区分	貸出金 (外為含む)	うち3月以上経過 エクスポージャー	オフ・バランス 取引	債券	派生商品 取引	貸出金 (外為含む)	うち3月以上経過 エクスポージャー	オフ・バランス 取引	債券	派生商品 取引
製造業	119,494	98,689	114	377	15,582	122,600	98,958	70	308	19,092
農業、林業	168	168	—	—	—	255	255	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	125,859	122,369	77	3,253	—	125,202	122,057	58	2,909	—
電気、ガス、熱供給、水道業	4,332	300	—	—	3,400	5,907	489	—	—	5,400
情報通信業	58,262	52,812	0	473	4,025	58,173	52,371	6	369	4,136
運輸業、郵便業	30,663	28,160	61	1,059	967	29,534	26,933	53	1,157	967
卸売業、小売業	294,728	275,318	114	3,183	13,803	296,372	277,207	109	3,385	13,277
金融業、保険業	625,221	104,386	—	18,248	59,905	741,888	117,651	—	19,203	60,731
不動産業	366,343	348,804	1,219	4,734	11,507	375,326	357,150	1,162	5,659	11,215
物品賃貸業	6,691	5,825	—	226	612	8,869	8,012	0	160	667
学術研究、専門・技術サービス業	45,086	44,848	18	238	—	45,307	44,970	18	336	—
宿泊業	14,015	12,720	—	1,294	—	12,997	11,452	—	1,544	—
飲食業	30,486	29,868	23	617	—	29,723	29,031	21	691	—
生活関連サービス業、娯楽業	14,263	14,166	0	80	—	13,563	13,500	5	46	—
教育、学習支援業	23,020	23,020	0	0	—	22,645	22,630	—	15	—
医療、福祉	24,078	20,381	0	38	3,000	23,625	19,933	—	33	3,000
その他のサービス	35,429	35,119	0	276	—	33,920	33,591	0	295	—
国・地方公共団体等	329,685	6,330	—	—	19,862	254,874	6,034	—	—	16,855
個人	213,949	213,887	202	62	—	211,259	211,212	213	46	—
その他	58,366	—	—	—	—	58,655	—	—	—	—
小計	2,420,148	1,437,180	1,831	34,167	132,665	2,470,705	1,453,447	1,719	36,165	135,344
国外	126,398	—	—	—	125,550	109,534	—	—	—	108,813
信用リスク・エクスポージャー	2,546,547	1,437,180	1,831	34,167	258,216	2,580,239	1,453,447	1,719	36,165	244,157

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。なお、債券のうち発行体が外国籍にあたるものは、「国外」欄に区分しております。
 2. 上記「その他」欄には、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーが含まれています。具体的には、投資信託、固定資産、繰延税金資産などが含まれます。
 3. 上記信用リスク・エクスポージャーの額は個別貸倒引当金控除後のものです。
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

【残存期間別の状況】

(単位:百万円)

エクスポージャー区分	令和3年度									合計
	3ヵ月以下	3ヵ月超 6ヵ月以下	6ヵ月超 1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	
信用リスク・エクスポージャー	167,531	47,766	261,887	111,020	148,982	130,135	515,398	644,199	519,624	2,546,547
貸出金(外為含む)	41,109	24,895	46,756	83,525	109,065	97,235	482,313	552,279	—	1,437,180
債券	2,447	5,861	23,281	27,065	39,636	32,381	31,947	91,104	4,488	258,216
預け金・その他	120,000	10,000	185,100	203	200	—	395	594	499,155	815,649
オフ・バランス取引	3,272	6,746	6,407	200	79	519	741	220	15,980	34,167
派生商品取引	701	263	342	26	—	—	—	—	—	1,333

(単位:百万円)

エクスポージャー区分	令和4年度									合計
	3ヵ月以下	3ヵ月超 6ヵ月以下	6ヵ月超 1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	
信用リスク・エクスポージャー	220,781	60,634	239,058	179,885	194,437	108,211	512,895	644,788	419,545	2,580,239
貸出金(外為含む)	39,528	30,424	54,105	88,677	123,206	86,771	485,833	544,923	—	1,453,471
債券	6,341	4,002	2,400	28,819	50,610	21,224	26,500	99,502	4,756	244,157
預け金・その他	170,000	20,000	175,100	60,202	20,200	—	—	195	397,513	843,211
オフ・バランス取引	2,019	6,011	7,376	2,187	348	215	561	167	17,275	36,165
派生商品取引	2,891	196	75	—	70	—	—	—	—	3,233

- (注) CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

【信用リスクに関するエクスポージャーの額】

(単位：百万円)

区 分	令和 3 年度			令和 4 年度		
	期首残高	期末残高	期中平残	期首残高	期末残高	期中平残
信用リスク・エクスポージャー	2,252,153	2,546,547	2,336,254	2,546,547	2,580,239	2,569,954

(注) CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

【一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額】

(注) 資料編P42の記載のとおり。

【業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等】

(単位：百万円)

区 分	令和 3 年度					令和 4 年度						
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	貸出金償却額	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	貸出金償却額
			目的使用	その他					目的使用	その他		
製造業	171	33	0	171	205	11	205	8	9	195	213	42
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	57	10	—	57	68	—	68	△ 39	7	61	29	21
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	20	△ 1	—	20	19	—	19	△ 3	—	19	15	—
運輸業、郵便業	12	1,781	—	12	1,794	—	1,794	△ 202	—	1,794	1,591	—
卸売業、小売業	411	19	69	342	430	114	430	50	6	423	481	46
金融業、保険業	—	342	—	—	342	—	342	△ 342	—	342	—	—
不動産業	1,074	31	4	1,070	1,106	7	1,106	△ 420	—	1,106	686	—
物品賃貸業	0	2	—	0	2	—	2	△ 2	2	0	—	9
学術研究、専門・技術サービス業	76	△ 7	—	76	69	—	69	△ 15	0	68	53	2
宿泊業	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	—	—
飲食業	28	289	3	24	318	13	318	△ 133	—	318	184	—
生活関連サービス業、娯楽業	4	2	—	4	7	—	7	△ 7	—	7	—	—
教育、学習支援業	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	—	—
医療、福祉	3	1	0	2	4	1	4	△ 4	—	4	—	—
その他のサービス	22	△ 1	—	22	21	—	21	△ 5	—	21	15	0
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	78	412	—	78	490	1	490	△ 48	—	490	441	—
合 計	1,963	2,918	78	1,884	4,881	150	4,881	△ 1,168	26	4,854	3,712	122

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 貸出金償却額は、期中に償却したすべての貸出金償却の額です。
3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

【リスク・ウェイト区分ごとの状況】

(単位：百万円)

区 分	令和 3 年度			令和 4 年度		
	エクスポージャー	格付有	格付無	エクスポージャー	格付有	格付無
0%	742,984	—	742,984	634,393	—	634,393
10%	229,259	—	229,259	270,306	2,900	267,406
20%	540,310	10,777	529,533	644,971	16,023	628,948
35%	131,491	—	131,491	134,036	—	134,036
50%	61,200	47,167	14,033	44,145	41,723	2,422
75%	183,710	—	183,710	176,880	—	176,880
100%	644,254	48,519	595,734	662,809	36,556	626,253
150%	354	—	354	3,848	—	3,848
200%	—	—	—	—	—	—
250%	12,981	—	12,981	8,846	—	8,846
350%	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. 「複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産」は含まれておりません。
4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

区 分	令和 3 年度				令和 4 年度			
	適格金融資産担保		保証	クレジット・デリバティブ ^{※1}	適格金融資産担保		保証	クレジット・デリバティブ
	預金担保	有価証券担保			預金担保	有価証券担保		
信用リスク・エクスポージャー	23,471	—	88,574	—	24,349	—	189,515	—
1. 現金	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—
7. 国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
10. 地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—	—	—
12. 法人等向け	6,811	—	3,697	—	8,291	—	4,571	—
13. 中小企業等向け及び個人向け	11,621	—	82,474	—	11,285	—	79,767	—
14. 抵当権付住宅ローン	74	—	—	—	47	—	102,581	—
15. 不動産取得等事業向け	2,184	—	2,402	—	1,927	—	2,565	—
16. 三月以上延滞等	10	—	0	—	10	—	29	—
17. 取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	2,769	—	—	—	2,786	—	—	—
19. 株式会社企業再生支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
20. 出資等	—	—	—	—	—	—	—	—
21. 上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—
22. 証券化(オリジネーターの場合)	—	—	—	—	—	—	—	—
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	—	—	—	—	—	—	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—	—	—
オフ・バランス取引等項目	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法^{※2}を用いています。

＜用語説明＞

※1. クレジット・デリバティブ

貸出債権や社債などの信用リスクをスワップやオプションの形式で売買する取引で、信用リスクを適切に管理するための手段として取引されている金融派生取引の一つ。

※2. 簡便手法

予め告示で定められた定義に基づき、簡易的に信用リスク削減額を算出する方法。

3. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する項目

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
	与信相当額の算出に用いる方式 グロスの再構築コスト ^{※2} の額	カレント・エクスポージャー方式 ^{※1} 269

(注) 「グロスの再構築コストの額」は、ゼロを下回らないものに限っています。

(単位：百万円)

区 分	担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案した後の与信相当額	
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
派生商品取引	1,333	3,233	1,333	3,233
外国為替関連取引	1,283	3,151	1,283	3,151
クレジット・デリバティブ	49	82	49	82
長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	1,333	3,233	1,333	3,233

(注) 投資信託等ファンド内の派生商品取引等の与信相当額は含まれておりません。

【与信相当額の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額】

(単位：百万円)

種 類	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
クレジット・デフォルト・スワップ	499	825	—	—

(注) 当金庫は株式会社日本政策金融公庫とCDS取引を行い、保有する貸付債権の信用リスクをヘッジするためプロテクションを購入しています。

「派生商品取引に関する担保の状況」及び「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」は、該当する取引がないため記載しておりません。

＜用語説明＞

※1. カレント・エクスポージャー方式

派生商品取引の信用リスク計測手段であり、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、さらにこれに契約期間中に発生する可能性のある潜在リスクを付加して算出する方法。

※2. 再構築コスト

取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような際に、同一の取引を市場で再構成した場合のコスト。

4. 証券化エクスポージャーに関する項目

【当金庫がオリジネーターとした場合の状況】

証券化エクスポージャーに該当する取引はありません。
再証券化エクスポージャーに該当する取引はありません。

【当金庫が投資家とした場合の状況】

(単位：百万円)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度	
	原資産の額		原資産の額	
証券化エクスポージャーの額	0		0	
貸出債権	0		0	
ファンド投資	—		—	

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和 3 年度		令和 4 年度	
	エクスポージャー残高	所要自己資本額	エクスポージャー残高	所要自己資本額
0%～ 15%未満	—	—	—	—
15%～ 50%未満	—	—	—	—
50%～ 100%未満	—	—	—	—
100%～ 250%未満	—	—	—	—
250%～ 400%未満	—	—	—	—
400%～ 1250%未満	0	0	0	0
貸出債権	0	0	0	0
ファンド投資	—	—	—	—

(注) 所要自己資本額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

オフ・バランス取引に該当する取引はありません。
再証券化エクスポージャーに該当する取引はありません。

5. 出資等エクスポージャーに関する項目

■貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	25,300	25,300	24,235	24,235
非上場株式等	7,208	7,208	7,208	7,208
合 計	32,509	32,509	31,444	31,444

(注) その他資産勘定等に出資として計上している非上場の出資は、非上場株式等に計上しています。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
売却益	560	513
売却損	—	672
償却	—	—

(注) 損益計算書における株式等損益の額を記載しています。

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
評価損益	2,305	3,544

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
評価損益	—	—

6. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する項目

(単位：百万円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	14,581	15,636
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

7. 金利リスクに関する項目

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方平行シフト	33,123	32,991	1,213	1,535
2	下方平行シフト	0	0	△ 1,043	△ 1,303
3	スティープ化	24,451	24,966		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	33,123	32,991	1,213	1,535
			ホ		ヘ
			前期末		当期末
8	自己資本の額	97,483		101,184	

(注) 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示項目」の項目に記載しています。

連結情報

■ 朝日信用金庫及びその子会社の組織構成



■ 子会社の概要

会社	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当庫議決権比率	子会社等の議決権比率
朝日ビジネスサービス(株)	荒川区東日暮里5-46-7	1. 現金輸送及び文書・物品の集配業務 2. 事務用品・広告宣伝品等の物品販売業務 3. 現金精査業務 4. その他 金庫からの委託業務等	昭和62年 11月12日	10百万円	100%	—
朝日総合管財(株)	千代田区東神田2-1-2	1. 不動産の売買・所有及び賃貸 2. 不動産の管理及び利用	平成8年 6月5日	100百万円	100%	—

(注) 上記の重要な子会社2社の令和4年度の経常収益は500百万円、当期純利益△2百万円です。

■ 令和4年度の状況

令和4年度の経常利益は5,856百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は4,115百万円となりました。

■ 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和4年3月31日現在	令和5年3月31日現在	科目	令和4年3月31日現在	令和5年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預け金	700,251	720,933	預金積金	2,336,894	2,404,231
金銭の信託	17,561	17,519	借入金	40,000	6,500
有価証券	304,537	283,522	債券貸借取引受入担保金	15,822	16,584
貸出金	1,441,872	1,456,926	外国為替	79	86
外国為替	4,479	12,032	その他負債	14,785	5,620
その他資産	15,491	15,780	賞与引当金	554	564
有形固定資産	31,040	31,148	退職給付に係る負債	3,756	3,897
無形固定資産	2,251	2,275	役員退職慰労引当金	244	156
繰延税金資産	5,425	6,639	睡眠預金払戻損失引当金	564	417
債務保証見返	2,190	2,069	その他の偶発損失引当金	986	1,289
貸倒引当金	△ 18,600	△ 18,176	債務保証	2,190	2,069
			負債の部合計	2,415,878	2,441,418
			(純資産の部)		
			出資金	19,667	19,430
			資本剰余金	2,162	2,162
			利益剰余金	67,212	70,836
			処分未済持分	△ 0	△ 0
			会員勘定合計	89,042	92,429
			その他有価証券評価差額金	1,578	△ 3,176
			評価・換算差額等合計	1,578	△ 3,176
			純資産の部合計	90,620	89,253
資産の部合計	2,506,499	2,530,671	負債及び純資産の部合計	2,506,499	2,530,671

■ 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日	科目	自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日
経常収益	31,686	32,268	経常利益	5,309	5,856
資金運用収益	26,712	26,990	特別利益	760	45
貸出金利息	19,609	19,163	固定資産処分益	760	45
預け金利息	508	761	特別損失	75	1
有価証券利息配当金	6,400	6,865	固定資産処分損	75	1
その他の受入利息	193	199	税金等調整前当期純利益	5,993	5,899
役員取引等収益	2,756	3,239	法人税、住民税及び事業税	3,300	1,157
その他業務収益	825	266	法人税等調整額	△ 748	625
その他経常収益	1,393	1,772	法人税等合計	2,551	1,783
貸倒引当金戻入益	—	397	当期純利益	3,441	4,115
償却債権取立益	280	319	非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
その他の経常収益	1,112	1,055	親会社株主に帰属する当期純利益	3,441	4,115
経常費用	26,377	26,412			
資金調達費用	283	885			
預金利息	222	358			
給付補填備金繰入額	3	2			
売渡手形利息及びコールマネー利息	0	—			
債券貸借取引支払利息	51	518			
その他の支払利息	5	5			
役員取引等費用	1,434	1,344			
その他業務費用	15	4,510			
経費	17,657	17,876			
その他経常費用	6,987	1,796			
貸出金償却	78	97			
貸倒引当金繰入額	5,650	—			
その他の経常費用	1,258	1,698			

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当たり当期純利益金額 10円51銭
 3. 収益を理解するための基礎となる情報は、連結貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

■ 連結剰余金計算書

(単位: 百万円)

科目	自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	2,162	2,162
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	2,162	2,162
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	64,270	67,212
利益剰余金増加高	3,441	4,115
親会社株主に帰属する当期純利益	3,441	4,115
利益剰余金減少高	499	491
配当金	499	491
利益剰余金期末残高	67,212	70,836

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(P53)連結貸借対照表の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物 29年～50年、その他 3年～20年
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
7. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社開発のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
8. 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
9. 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を立上不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,427百万円であります。
- 連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
11. 当金庫の賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生する翌連結会計年度から損益処理
- 当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)に加入しており、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)
年金資産の額 1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額 1,807,426百万円
と最低責任準備金の額との合計額 △ 66,857百万円
差引額
- ② 制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の掛金拠出割合
令和4年3月31日現在 0.9873%
- ③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円及び別途積立金95,760百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年05月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、当連結会計年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金189百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の実際の負担割合とは一致しません。

13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生しているものと認められる額を計上しております。
14. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見限り、必要と認められる額を計上しております。
15. その他の偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いやオフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
16. 当金庫は、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。
17. 収益の計上方法
役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
18. 当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
19. 会計上の見限りにより当連結会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりであります。
1. 当連結会計年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 18,176百万円
2. 認識した項目に係る重要な会計上の見限りの内容に関する理解に資する情報
(1) 算出方法
当金庫の貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として10.に記載しております。
- (2) 主要な仮定
当金庫では、過去の債務者区分毎の貸倒実績率と将来の予想損失率には一定の関連性があるとの前提の下、正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間の貸倒実績率の平均値に必要な修正を考慮した予想損失率により引当額を算出しております。
債務者区分の判定については、格付モデルなどによる信用格付をもとに、債務者の実態的な財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を判定して、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認のうえ、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、年間弁済可能額による債務償還能力、経営改善計画等の妥当性等を勘案したうえで判定しています。
なお、新型コロナウイルス感染症は終息の兆しがあるものの、その影響は、今後一定期間継続すると想定しており、追加的な貸倒引当金11,163百万円を計上しております。
追加的引当額については、過去の急激な景気悪化局面での債務者区分の下下層等を用いて影響額を見限り、当該影響額を追加引当額としております。
- (3) 翌連結会計年度の計算書類に与える影響
債務者区分毎の予想損失率、当連結会計年度末時点の債務者区分、担保や保証による回収見込額及び新型コロナウイルス感染症の影響を、貸倒引当金の金額の算出に用いた主要な仮定には重要な見限りの影響が含まれております。
当金庫の貸倒引当金の見限りに関する主要な仮定については、入手可能な情報に基づいて判断していますが、大口取引先の業況悪化や、新型コロナウイルス感染症が深刻化、長期化するような場合には、貸倒引当金の積み増しが必要となるなど、翌連結会計年度の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
20. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 2百万円
21. 当金庫の有形固定資産の減価償却累計額 28,737百万円
22. 当金庫の有形固定資産の圧縮帳簿額 20百万円
23. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外貨為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 4,062百万円
危険債権額 46,672百万円
三月以上延滞債権額 1百万円
貸出条件緩和債権額 5,488百万円
合計額 56,224百万円
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の减免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引当手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,065百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産 41,048百万円
有価証券 41,048百万円
担保資産に対応する債務
借入金 6,500百万円
債券貸借取引受入担保金 16,548百万円
- 上記のほか、為替決済、外為円決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金35,100百万円及び金融商品等差入担保金30百万円を差し入れております。
- また、その他の資産には、保証金343百万円が含まれております。
- 出資1口当たりの純資産額 229円67銭
26. 金融商品の状況に関する事項
27. (1) 金融商品に対する取組方針
当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
 外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されており、有価証券の取得時に、為替予約取引を行うことにより当該リスクを回避しております。
 一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスク管理方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。
 これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
 さらに、与信管理の状況については、総合企画部が総合的に管理を行っております。
 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、市場運用部・総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する要綱において、リスク管理手法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき管理を行っております。
 日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、為替予約を利用して管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、投資運用業務管理規程に従って行われております。このうち、市場運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的モニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
 また、保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、保有債券のヘッジ資産としての位置付けと、ポートフォリオ内の分散効果により有価証券全体の価格変動リスクの軽減を図っております。
 これらの情報は、総合企画部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、店頭デリバティブ取引取扱規程及び投資運用業務管理規程に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち「債券」、「貸出金」、「預金積金」であります。
 当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて)、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
 なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の時価(経済価値)は32,991百万円減少するものと把握しております。
 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

28. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません(注2)参照)。また、外国為替(資産・負債)、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
 また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 預け金	701,660	701,941	280
(2) 金銭の信託	17,519	17,519	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	12,700	12,549	△ 150
その他有価証券	270,572	270,572	-
(4) 貸出金	1,456,926		
貸倒引当金(*1)	△ 18,137		
	1,438,788	1,470,379	31,590
金融資産計	2,441,241	2,472,961	31,720
(1) 預金積金	2,404,231	2,404,312	81
(2) 借入金	6,500	6,500	-
金融負債計	2,410,731	2,410,812	81
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,744	1,744	-
デリバティブ取引計	1,744	1,744	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
 (*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期の有る預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行う場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29. から31. に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、一部の貸出金については、取引金融機関から提示された価格によっております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のもの、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
 また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該帳簿価額を時価としております。
 貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るものの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求される場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のもの、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金については、残存期間が1年以内であることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引(為替予約)、信用関連取引(クレジット・デリバティブ)であり、取引金融機関から提示された価格や割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式(*1)(*2)	199
信金中金出資金(*1)	7,025
組合出資金(*3)	50
合 計	7,274

(*1) 非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について減損処理を行った銘柄はありませんでした。

(*3) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預け金	621,660	80,000	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券	3,000	5,300	4,400	-
その他有価証券のうち満期があるもの	17,380	96,419	68,724	50,092
貸出金(*)	116,944	205,213	553,737	534,305
合 計	758,985	386,932	626,862	584,397

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 金銭債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金積金(*)	2,316,578	87,653	-	-
借入金	6,500	-	-	-
合 計	2,323,078	87,653	-	-

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、31. まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	4,200	4,233	33
小計	4,200	4,233	33	
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	8,500	8,316	△ 183
小計	8,500	8,316	△ 183	
合 計		12,700	12,549	△ 150

その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	22,014	16,168	5,846
	債券	25,971	25,640	330
	国債	981	979	2
	社債	24,989	24,661	328
	その他	32,103	28,270	3,833
	うち外国証券	9,657	9,602	54
	小計	80,089	70,079	10,010
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,216	4,950	△ 734
	債券	73,536	76,930	△ 3,393
	国債	14,772	15,876	△ 1,103
	社債	58,763	61,054	△ 2,290
	その他	112,729	123,018	△ 10,288
	うち外国証券	110,187	119,915	△ 9,728
	小計	190,482	204,899	△ 14,416
合計		270,572	274,978	△ 4,405

30. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	2,605	513	672
債券	-	-	-
国債	-	-	-
その他	18,391	-	1,962
合計	20,996	513	2,634

31. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」とい)してあります。
当連結会計年度は、減損処理を行った銘柄はありませんでした。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価が50%以上下落した場合、または、取得原価に対して時価が30%以上50%未満の下落であっても、過去の時価動向、格付の著しい低下や発行会社の財務内容の悪化等を勘案して、回復する見込みがあると認められない場合に著しく下落したと判断してあります。

32. 運用目的の金銭の信託

運用目的の金銭の信託	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
	17,519	89

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、お客さまからの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は65,807百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが48,271百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じ

て不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(期日が到来するものについて事前に)予め定めている金庫内手続に基づきお客さまの業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 10,880百万円
年金資産(時価)	6,170
未積立退職給付債務	△ 812
会計基準変更時差異の未処理額	-
未認識数理計算上の差異	812
未認識過去勤務費用(債務の減額)	-
連結貸借対照表計上額の純額	△ 3,897
退職給付に係る資産	-
退職給付に係る負債	△ 3,897

35. 当連結会計年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	—百万円
顧客との契約から生じた債権	151百万円
契約負債	3百万円

36. 会計方針の変更

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日、以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これにより、従来は取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりました一部の投資信託について、基準価額等を時価として時価評価する方法へと変更しております。
この変更により、当連結会計年度末において、有価証券が1,314百万円、その他有価証券評価差額金が947百万円それぞれ増加し、繰延税金資産が366百万円減少しております。なお、当連結会計年度末の出資1口当たりの純資産額への影響は軽微であります。

■ 連結会計年度における信用金庫法開示債権(リスク管理債権)

(単位:百万円)

区分	令和3年度	令和4年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,180	4,062
危険債権	39,662	46,672
三月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	2,134	5,488
小計(A)	44,977	56,224
正常債権(B)	1,402,557	1,405,996
総と信残高(A)+(B)	1,447,534	1,462,220

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
5. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」以外の債権です。
6. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもの)であって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。)です。

■ 直近の5連結会計年度における主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

内 訳	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結経常収益	31,830	30,717	31,024	31,686	32,268
連結経常利益	5,421	1,878	3,817	5,309	5,856
親会社株主に帰属する当期純利益	4,169	1,484	2,158	3,441	4,115
連結純資産額	87,221	82,876	94,131	90,620	89,253
連結総資産額	1,916,553	1,901,783	2,221,976	2,506,499	2,530,671
連結自己資本額	83,421	85,674	93,382	97,674	101,364
連結自己資本比率	8.85%	8.67%	8.97%	9.51%	10.05%

(注) 連結自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

■ 事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に、不動産の売買・所有及び賃貸不動産の管理及び利用等の業務を営んでおりますが、令和3年度、令和4年度ともにそれらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

■ 自己資本の充実の状況 (連結情報)

【自己資本の構成に関する事項】

(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	88,550	91,749
うち、出資金及び資本剰余金の額	21,830	21,593
うち、利益剰余金の額	67,212	70,836
うち、外部流出予定額(△)	491	680
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	12,218	11,962
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	12,218	11,962
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	100,769	103,712
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,623	1,640
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,623	1,640
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	1,470	707
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,094	2,348
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	97,674	101,364
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	977,841	958,029
資産(オン・バランス)項目	955,996	934,098
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	21,433	22,848
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	412	1,083
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	48,337	49,789
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,026,178	1,007,819
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ) / (ニ))	9.51%	10.05%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は、国内基準により自己資本比率を算出しております。

【定性的な開示事項】

1. 連結の範囲に関する事項

- ・「自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(連結グループ)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)」第5条に基づき連結の範囲(会計連結範囲)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因につきましては、連結自己資本比率算定上の対象会社と連結財務諸表の対象会社が相違しないことから、該当はありません。
- ・「連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容」は、資料編P52記載のとおり。
- ・「自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容」に該当する事項は、特ではありません。
- ・「連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容」に該当する事項は、特ではありません。
- ・「連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要」に該当する事項は、特ではありません。

2. 自己資本に関する項目

■自己資本の調達手段の概要／連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

「自己資本の調達手段の概要」及び「連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要」は、ともに単体における定性面の開示内容に準じています。連結自己資本比率は10.05%と、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安定性が十分保たれています。

3. 信用リスクに関する項目

■信用リスクに関する事項／信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスクに関する事項」及び「信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要」は、ともに単体における定性面の開示内容に準じています。連結グループ会社が保有する主な資産は、たな卸資産、什器備品、保証金などであるため、信用リスク管理の対象資産ではありません。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する項目

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要」は、連結グループ会社において、当該事項の対象資産は保有していないため、単体における定性面の開示内容に準じています。

5. 証券化エクスポージャーに関する項目

■証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャーに関する事項」は、連結グループ会社において、当該事項の対象資産は保有していないため、単体における定性面の開示内容に準じています。

6. オペレーショナル・リスクに関する項目

「オペレーショナル・リスクに関する事項」は、単体における定性面の開示内容に準じています。

7. 出資・株式等のエクスポージャーに関する項目

■出資・株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資・株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要」は、連結グループ会社において、当該事項の対象資産は保有していないため、単体における定性面の開示内容に準じています。

8. 金利リスクに関する項目

■金利リスクに関する事項

連結グループ会社における金利リスクの対象資産としては、預金が125百万円、貸出金が80百万円あります。このうち他の金融機関へ預けている預金は1百万円ありますが、全体への影響は軽微であるため、これを含めずに金利リスクを算定しています。なお、「金利リスクに関する事項」は、単体における定性面の開示内容に準じています。

【定量的な開示事項】

■その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額——該当ありません。

(注)自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

■自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク・アセット及び所要自己資本額合計	977,841	39,113	958,029	38,321
1. 現金	0	0	0	0
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	1,311	52	1,633	65
4. 国際決済銀行等向け	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	0	0	0
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	251	10	121	4
7. 国際開発銀行向け	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0
9. 我が国の政府関係機関向け	4,148	165	4,461	178
10. 地方三公社向け	57	2	103	4
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	121,957	4,878	139,649	5,585
12. 法人等向け	225,717	9,028	229,011	9,160
13. 中小企業等向け及び個人向け	103,951	4,158	75,971	3,038
14. 抵当権付住宅ローン	45,964	1,838	31,494	1,259
15. 不動産取得等事業向け	307,585	12,303	313,717	12,548
16. 三月以上延滞等	1,755	70	1,874	74
17. 取立未済手形	84	3	103	4
18. 信用保証協会等による保証付	18,221	728	21,946	877
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
20. 出資等	19,212	768	17,628	705
出資等のエクスポージャー	19,212	768	17,628	705
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
21. 上記以外	88,087	3,523	78,371	3,134
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	16,003	640	7,006	280
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	9,316	372	9,316	372
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	16,657	666	15,110	604
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	46,110	1,844	46,939	1,877
22. 証券化	0	0	0	0
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	0	0	0	0
23. 再証券化	—	—	—	—
24. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	17,688	707	18,009	720
ルック・スルー方式	17,688	707	18,009	720
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
27. CVAリスク相当額を8%で除して得た額	412	16	1,083	43
28. 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
29. オフ・バランス取引等項目	21,433	857	22,848	913
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	48,337	1,933	49,789	1,991
連結総所要自己資本額	1,026,178	41,047	1,007,819	40,312

■信用リスクに関する事項／信用リスク削減手法に関する事項／派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項／証券化エクスポージャーに関する事項／出資・株式等エクスポージャーに関する事項／リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額／金利リスクに関する事項

資料編P48～P52記載のとおり。

■ 開示項目一覧 信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく開示項目

単体情報(信用金庫法施行規則第132条等における規定)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
イ. 事業の組織	25
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	25
ハ. 会計監査人の氏名又は名称	33
二. 事務所の名称及び所在地	61~62
2. 金庫の主要な事業の内容	27
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	4~6
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	36
(1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期純利益又は当期純損失 (4) 出資総額及び出資総口数 (5) 純資産額 (6) 総資産額 (7) 預金積金残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 出資に対する配当金 (12) 職員数	
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	
① 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	36~37
② 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	36
③ 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	36~37
④ 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	37
⑤ 総資産経常利益率	37
⑥ 総資産当期純利益率	37
(2) 預金に関する指標	
① 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	37
② 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	37
(3) 貸出金等に関する指標	
① 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	38
② 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	38
③ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	38
④ 使途別の貸出金残高	38
⑤ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	39
⑥ 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	39
(4) 有価証券に関する指標	
① 商品有価証券の種類別平均残高	40
② 有価証券の種類別残存期間別残高	40
③ 有価証券の種類別平均残高	40
④ 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	40
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
イ. リスク管理の体制	21~22
ロ. 法令遵守の体制	20
ハ. 中小企業の経営改善及び地域活性化のための取り組み状況	7~10
二. 金融ADR制度への対応	24
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	31~35
ロ. 債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額	43
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	44~52
二. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	40~42
(1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) 第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引)	
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	42
ヘ. 貸出金償却の額	42
ト. 会計監査人の監査を受けている旨	33
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	46

連結情報(信用金庫法施行規則第133条等における規定)

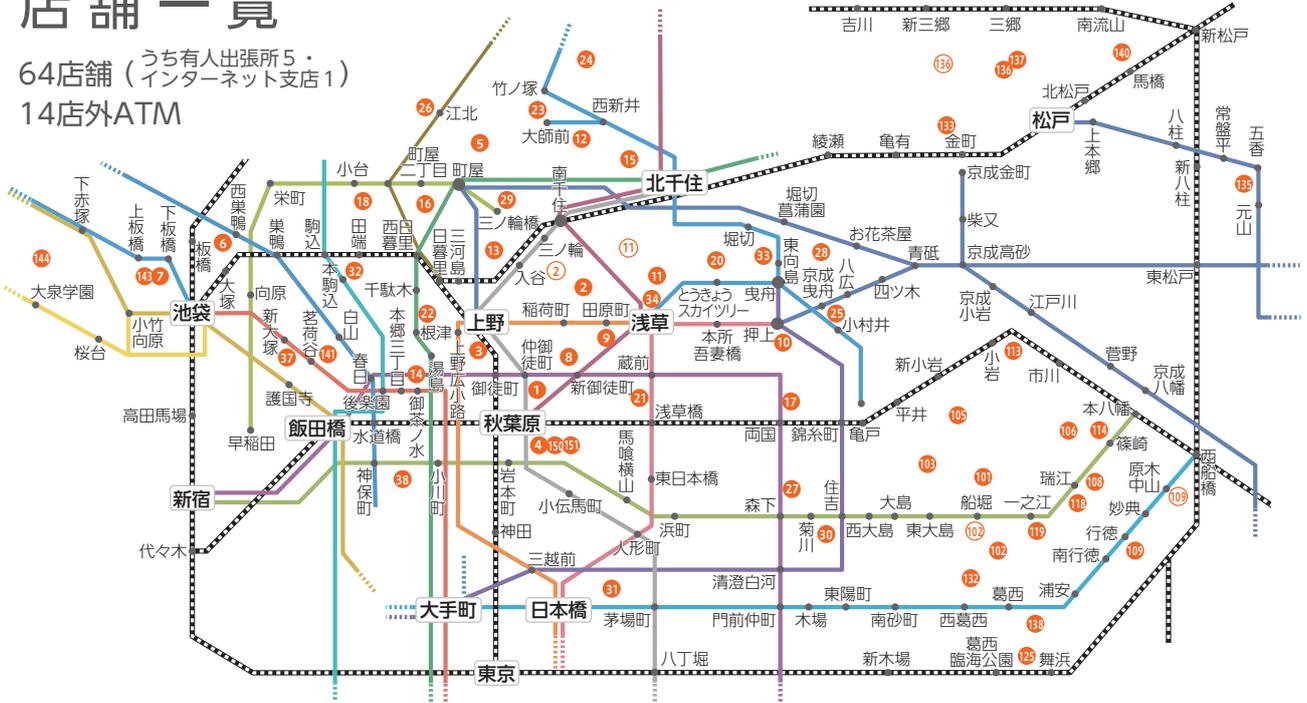
1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
イ. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	52
ロ. 金庫の子会社等に関する事項	52
(1) 名称 (2) 主たる営業所又は事務所の所在地 (3) 資本金又は出資金 (4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合 (7) 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合(該当なし)	
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	52
ロ. 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標	56
(1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (4) 純資産額 (5) 総資産額 (6) 連結自己資本比率	
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項	
イ. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	53~56
ロ. 債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額	56
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	57~59
二. 事業の種類別セグメント情報	56

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)第7条に基づく開示項目

資産の査定公表	43
---------	----

店舗一覽

64店舗 (うち有人出張所5・インターネット支店1)
14店外ATM



(令和5年7月1日現在)

東京都	台東区	001	本店	台東区台東2-8-2	TEL.03(3833)0251	●●●●●●●●
		002	合羽橋支店	台東区松が谷3-18-13	TEL.03(3844)6191	●●●●●●
		(002)	千束出張所	台東区千束2-17-8 澤田コーポ1F	TEL.03(3875)2101	●●●●●
		003	上野支店	台東区上野4-8-11	TEL.03(3831)0216	●●●●●●●
		008	西町支店	台東区東上野1-2-1	TEL.03(3833)9241	●●●●●●●
		009	ことぶき支店	台東区寿2-10-13	TEL.03(3844)3166	●●●●●●●
		011	浅草支店	台東区浅草4-49-12	TEL.03(3876)0701	●●●●●●●●
		(011)	清川出張所	台東区清川1-23-5	TEL.03(3875)6811	●●●●●●
		013	根岸支店	台東区根岸4-15-11	TEL.03(3875)1401	●●●●●●●
		021	浅草橋支店	台東区浅草橋3-17-7	TEL.03(3864)5011	●●●●●●●
		034	浅草雷門支店	台東区浅草2-1-13	TEL.03(3842)2521	●●●●●●●
		ATM	鳥越出張所	台東区鳥越2-5-1(鳥越神社横)		●●●●
		ATM	松が谷出張所	台東区松が谷1-4-4		●●●●
		千代田区	004	豊島町支店	千代田区東神田2-1-2	TEL.03(3862)0311
038	神田小川町支店		千代田区神田小川町3-1	TEL.03(3292)5301	●●●●●●●	
150	法人営業部		千代田区岩本町3-6-12	TEL.03(3862)2896	●●●●●●	
151	東京下町ネット支店		https://shitamachi-net.tokyo 千代田区東神田2-1-2(営業統括部内)	TEL.0120(55)3741		
荒川区	005	荒川支店	荒川区町屋6-1-1	TEL.03(3895)3011	●●●●●●●●	
	016	東尾久支店	荒川区荒川5-31-7	TEL.03(3895)2222	●●●●●●●	
	018	西尾久支店	荒川区西尾久2-30-1	TEL.03(3810)0111	●●●●●●●	
	029	荒川南支店	荒川区荒川1-22-11	TEL.03(3807)8711	●●●●●●●	
	ATM	町屋出張所	荒川区荒川7-50-9(千代田線町屋駅 町屋口横)		●●●●	
北区	006	西巢鴨支店	北区滝野川6-3-1	TEL.03(3916)5241	●●●●●●●	
板橋区	007	板橋支店	板橋区熊野町11-8	TEL.03(3957)2101	●●●●●●●●	
	143	赤塚支店	板橋区熊野町11-8(板橋支店内)			
墨田区	010	押上支店	墨田区業平3-5-8	TEL.03(3624)8241	●●●●●●●	
	017	本所支店	墨田区石原1-41-8	TEL.03(3624)1411	●●●●●●●	
	020	向島支店	墨田区向島3-23-8	TEL.03(3624)2411	●●●●●●●	
	025	八広支店	墨田区八広2-46-8	TEL.03(3616)7171	●●●●●●●	
	027	立川支店	墨田区立川1-4-10	TEL.03(3634)1211	●●●●●●●	
	033	東向島支店	墨田区東向島4-43-9	TEL.03(3619)4311	●●●●●●●●	

● AED ● 車いす対応ATM ● 視覚障がい対応ATM ● 点字ブロック設置 ● 身障者用駐車場 ● 誰でもトイレ(◆はオストメイト対応)

※ (002)(011)(102)(109)(136) は有人の出張所、ATM は無人のATMコーナーです。

東京都	足立区	012	足立支店	足立区関原3-39-3	TEL.03(3840)1511	●●●●●
		015	千住支店	足立区千住柳町7-1	TEL.03(3870)1211	●●●●●
		023	西新井支店	足立区西新井1-20-14	TEL.03(3898)1501	●●●●●
		024	六月支店	足立区六月2-1-16	TEL.03(3858)2811	●●●●●
		026	江北支店	足立区江北1-33-15	TEL.03(3856)0311	●●●●●
		ATM	西新井本町出張所	足立区興野2-22-26		●●●●●
東京都	文京区	014	湯島支店	文京区湯島2-1-5	TEL.03(3814)5261	●●●●●
		022	根津支店	文京区千駄木2-44-3	TEL.03(3822)2411	●●●●●
		032	神明支店	文京区本駒込5-73-10	TEL.03(5685)5011	●●●●●
		037	大塚支店	文京区大塚5-9-2 新大塚プラザ2F	TEL.03(3947)3555	●●●●●
		141	小石川支店	文京区春日1-11-8	TEL.03(3812)2261	●●●●●
東京都	葛飾区	028	堀切支店	葛飾区堀切1-40-14	TEL.03(3696)0211	●●●●●
		133	金町支店	葛飾区東金町3-30-13	TEL.03(3607)5108	●●●●●
東京都	江東区	030	猿江支店	江東区猿江1-18-2	TEL.03(3846)7881	●●●●●
東京都	中央区	031	日本橋支店	中央区日本橋茅場町1-2-18 日本ビルディング別館7階	TEL.03(3663)0650	●●●●●
東京都	江戸川区	101	中央支店	江戸川区松江3-15-9	TEL.03(3652)1231	●●●●●
		102	三角支店	江戸川区船堀7-17-27	TEL.03(3689)0531	●●●●●
		(102)	船堀出張所	江戸川区船堀3-7-20	TEL.03(3877)5511	●●●●●
		103	江東支店	江戸川区小松川3-11-1-101	TEL.03(3682)4111	●●●●●
		105	新小岩支店	江戸川区松島3-43-15	TEL.03(3653)5551	●●●●●
		106	ししぼね支店	江戸川区鹿骨3-3-9	TEL.03(3670)4191	●●●●●
		108	南篠崎支店	江戸川区南篠崎町4-1-16	TEL.03(3678)1121	●●●●●
		113	小岩支店	江戸川区東小岩5-25-1 ※建替えのため令和5年9月29日まで 仮店舗(南小岩3-29-6)にて営業	TEL.03(3671)5611	●●●●●
		114	篠崎駅支店	江戸川区篠崎町2-7-8	TEL.03(3678)8811	●●●●●
		118	瑞江支店	江戸川区東瑞江3-62-31	TEL.03(3698)2611	●●●●●
		119	一之江駅支店	江戸川区一之江8-14-1	TEL.03(3656)5541	●●●●●
		125	なぎさ支店	江戸川区南葛西6-20-4	TEL.03(5674)7011	●●●●●
		132	葛西支店	江戸川区西葛西4-1-10	TEL.03(3680)1551	●●●●●
		138	東葛西支店	江戸川区東葛西6-31-7	TEL.03(5696)5811	●●●●●
		ATM	総合区民ホール出張所	江戸川区船堀4-1-1(タワーホール船堀B1)		●●●●●
		ATM	船堀駅出張所	江戸川区船堀1-8-19		●●●●●
		ATM	東大島出張所	江戸川区小松川1-5-2-101		●●●●●
		ATM	大杉出張所	江戸川区中央2-18-19		●●●●●
		ATM	本一色出張所	江戸川区本一色1-21-3		●●●●●
		ATM	同愛会病院出張所	江戸川区松島1-42-21(同愛会病院1F)		●●●●●
		ATM	瑞江駅出張所	江戸川区瑞江2-2-1(瑞江駅北口横)		●●●●●
ATM	スーパーヤマイチ出張所	江戸川区江戸川3-1-6(スーパーヤマイチ今井店)		●●●●●		
ATM	中葛西出張所	江戸川区中葛西4-16-23		●●●●●		
ATM	森山記念病院出張所	江戸川区北葛西4-3-1(森山記念病院1F)		●●●●●		
千葉県	練馬区	144	大泉支店	練馬区大泉学園町6-12-40	TEL.03(3921)3211	●●●●●
千葉県	市川市	109	行徳駅前支店	市川市行徳駅前2-13-21	TEL.047(397)6211	●●●●●
	船橋市	(109)	原木中山出張所	船橋市本中山7-4-7	TEL.047(333)2123	●●●●●
千葉県	松戸市	135	ときわ平支店	松戸市常盤平5-16-7	TEL.047(388)1211	●●●●●
		140	馬橋支店	松戸市西馬橋広手町7-1	TEL.047(340)1181	●●●●●
千葉県	三郷市	136	三郷支店	三郷市高州2-399	TEL.048(956)0131	●●●●●
		137	彦成支店	三郷市高州2-399(三郷支店内)		
		(136)	戸ヶ崎出張所	三郷市戸ヶ崎2-134-2	TEL.048(956)6011	●●●●●

本部/東京都千代田区東神田2-1-2 TEL.03(3862)0321

- 個人ローンプラザ 台東区台東2-8-2 本店ビル5F(個人営業部内) ☎ 0120-108-222
- 個人ローンプラザ 一之江駅 江戸川区一之江8-14-1 都営新宿線「一之江駅」駅ビル2F ☎ 0120-277-366
- 年金相談センター 江戸川区一之江8-14-1 都営新宿線「一之江駅」駅ビル2F ☎ 0120-179-311



街の鼓動に敏感です

朝日信用金庫



**100th ANNIVERSARY
SINCE 1923**

<https://www.asahi-shinkin.co.jp/>

